# 令和4年千代田区議会第2回定例会議事速記録(第1482号)《未定稿》

- ◎日 時 令和4年7月1日(金)午後1時
- ◎場 所 千代田区議会議事堂
- ◎出席議員(23人)

1番	小	野	なり	$\tilde{\zeta}$	議員
2番	岩	佐	りょ	う子	議員
3番	長名	川 名	みえ		議員
4番	小	枝	すみ	、子	議員
5番	秋	谷	こう	き	議員
6番	岩	田	かずで	ひと	議員
7番	桜	井	ただ	こし	議員
9番	西	岡	めく	"み	議員
10番	飯	島	和	子	議員
11番	牛	尾	こうじ	ろう	議員
12番	木	村	正	明	議員
13番	大	坂	隆	洋	議員
14番	池	田	ともの	のり	議員
15番	Щ	田	丈	夫	議員
17番	永	田	壮	_	議員
18番	たか	ざわ	秀	行	議員
19番	米	田	かず	° &	議員
20番	大	串	ひろ	やす	議員
21番	林		則	行	議員
22番	嶋	崎	秀	彦	議員
23番	河	合	良	郎	議員
24番	小	林	やす	お	議員
25番	小	林	たか	ゆ	議員

## ◎欠席議員

なし

## ◎出席説明員

区		長	樋	口	高	顕	君
副	区	長	坂	田	融	朗	君
保	健福祉部	長	細	越	正	明	君
	成保健担当部 弋田 保 健 所		原	田	美江	工 子	君

	地域振興部	長	清	水		章	君
	文化スポーツ担当部	長	恩	田	浩	行	君
	環境まちづくり部	長	印出	井	_	美	君
	まちづくり担当部	長	加	島	津 世	志	君
	政策経営部	長	古	田		毅	君
	デジタル戦略担当部	長	村	木	久	人	君
	財産管理担当部	長	大	森	幹	夫	君
	行政管理担当部	長	中	田	治	子	君
	会 計 管 理	者	大	矢	栄	_	君
	総 務 課	長	石	綿	賢 一	郎	君
	企 画 課	長	夏	目	久	義	君
	財 政 課	長	中	根	昌	宏	君
(教育委員会)							
	教育	長	堀	米	孝	尚	君
	子ども部	長	亀	割	岳	彦	君
	教育担当部	長	佐	藤	尚	久	君
(選挙管理委員会事務局)							
	選举管理委員会事務局	長	河	合	芳	則	君
(監査委員事務局)							
	監查委員事務局	長	門	口	昌	史	君
◎区議会事務局職	<b>战</b> 員						
	事 務 局	長	小	Ш	賢 太	郎	君
	事 務 局 次	長	安	田	昌	_	君
	議事担当係	長	吉	田	匡	令	君
	議事担当係	長	石	井	妙	子	君
	議事担当係	長	河 原	田	元	江	君
	議事担当係	長	彦	坂	悠	介	君

午後1時00分 開議

**○議長(桜井ただし議員)** ただいまから令和4年第2回千代田区議会定例会継続会を開会します。

昨日に引き続き一般質問を続けます。

初めに、25番小林たかや議員。

〔小林たかや議員登壇〕

**〇25番(小林たかや議員)** うがい友義議員のご逝去を悼み、謹んでお悔やみ申し上げます。 令和4年第2回定例会におきまして、千代田区議会自由民主党として質問をいたします。

社会状況が絶えず変化を続ける中、千代田区では、新型コロナウイルス感染対策を実行し、コロナ禍における新しい生活とデジタル化、デジタルトランスフォーメーションの進展を進めてまいりました。しかし、現在、世界はロシアによるウクライナ侵攻という新たな脅威に直面し、力による一方的な現状変更並びに一般市民を巻き添えにする非人道的な行為が起こりました。この行為は決して許されることではなく、ロシアに対して西側諸国と日本は前例のない規模で経済制裁を実施しております。それらの影響もあり、我が国では4月から驚くような値上げラッシュになっております。さらに昨今、円安が災いし、原材料の価格上昇、物流費、梱包材費、燃料費の高騰で、食品、日用品、電気、ガソリンなど様々な分野での料金が軒並み上がっています。そのような状況下でも区民本位の幸福な区政の確立を目指し様々な施策に取り組む必要があります。これらの状況を踏まえて、本日は身近な2点、一般質問をいたします。

まず初めに、神田地域における駐車場附置義務の課題についてです。

外神田で共同化建て替えの相談を受けました。神田地域にあるごく一般的な物件の例です。商業地域で容積率600%、建蔽率100%、高さ制限40メートル、敷地面積343平米というものです。狭小地なので最大限の有効利用を図らなければなりません。(スクリーンを写真画面に切替え)

スクリーンをご覧ください。道路斜線制限を考慮して設計すると7階建て、容積率314%、 1,080平米しか建てられません。地下1階と1階を事務所、2階から住宅となります。この規模では駐車場附置義務はございません。最近の賃貸住宅では、エントランスを豪華にしないと、よい借手がつきません。この設計では自転車置場、ごみ置場がある程度を占めてホールを有効に使えません。(スクリーンの資料画面を切替え)

次のスクリーンをご覧ください。そこで天空率を考慮して設計してみました。14階建てで容積率は498%と1.5倍と大きく改善されましたが、一定の規模を超えるマンションを新築する際には、23区は東京都の駐車場条例や集合住宅駐車施設附置要綱等により、駐車場附置義務が課せられます。駐車場条例はそのため千代田区でも逃れることができません。地権者からは、1階が駐車場と駐輪場、ごみ置場が大半でエントランスが貧弱な印象になり納得できないとのことでした。(スクリーン表示を元に戻す)

例にも挙げましたが、神田地域では一定の規模を超える住宅を新築すると駐車場を造らなくて はなりません。では造るとどうなるのでしょうか。1、駐車場の出入口は1階部分に設置される ため、まちのにぎわいを分断してしまいます。機械式駐車場などで他のフロアに駐車場を設けて も出入口については1階部分に設置されます。

2、建築主が求めるレイアウトを配置した設計ができません。建築主にとって1階は店舗や事務所を配置するにしても付加価値のある重要なフロアで、特に最近はエントランスホールの充実が求められております。

3番目、駐車場は容積対象外ではありますが、延床面積ベースで見ると建物が大きくなる。それに比例して建築コストも大きくなります。駐車場を設けても借手もないまま維持管理をしなくてはならず、機械式駐車場の場合などは維持管理費の問題は賃貸経営を圧迫しております。駐車場附置義務につきましては、このままにしていると神田地域のにぎわい低下の起因となるだけでなく、機能更新が進まないことから、防災・環境面の機能向上の妨げにもつながってしまいます。では、区は今どんな対策を練っているのでしょうか。区は、令和3年7月に駐車場計画を策定し、適正な駐車場配置の推進に向けて取組を進めております。地域ルールや都市再生駐車施設配置計画を区内で実装し、駐車場の集約化などに取り組んでおります。大手町・丸の内・有楽町地区では、東京都の駐車場条例に基づき地域ルールをつくりました。内神田一丁目周辺地区では、都市再生特別措置法に基づき、都市再生駐車施設配置計画をつくっております。しかしながら、対象地区では改善はされておりますが、取組が進んでいないところが大半を占めているのが現状でございます。いまだ抜本的な対策がされておりません。(スクリーンを写真画面に切替え)スクリーンにありますが、そもそも都の駐車場附置義務は制度が大変分かりにくく、専門家の力を借りなくては必要台数を算出できません。大変面倒くさいことになります。(スクリーンの写真画面を切替え)

そこで、次に、先ほどの外神田での共同建て替えを専門家により検討を続け、できましたのが、 駐車場附置義務台数を勘案して計算したところ2台となり、1階の配置は余裕ができてきます。 たった2台で済んでおります。荷さばき場と普通の駐車場1台となります。駐車場附置義務が神 田地域のまちづくりの推進に大きな影響をもたらしていることが分かります。一刻も早く課題に 対し状況の改善を図る必要があります。(スクリーン表示を元に戻す)

ここで質問いたします。 1、神田地域のまちづくりを推進するに当たり、駐車場附置義務の短期的課題、中長期的課題の認識はございますか、ご見解をお伺いいたします。

- 2、附置義務制度を整理し、分かりやすくガイダンスするとともに、相談体制を強化すること を求めますが、いかがでございますか。
- 3、区が適正な駐車場配置に向け地域にアプローチをしていくことを求めますが、いかがでございますか。
- 4、各緩和ルールについても、地域から自ら検討・選択できるよう議論する場を設けることを 求めますが、お答えください。

次に、佐久間学校通りに横断歩道の新設の必要性について質問いたします。

和泉公園前の通りは地元では佐久間学校通りと呼ばれておりますので、これ以降佐久間学校通りと言います。昨年、日本通運本社ビルが神田和泉町に新設オープンし、12月より業務が開始

されております。新設された日本通運本社ビルは、まさに和泉小学校、いずみこども園、いずみ こどもプラザ、ちよだパークサイドプラザ、和泉公園のお隣に位置します。 (スクリーンを写真 画面に切替え)

スクリーンをご覧ください。日本通運本社の業務始動に伴い人流の増加が起きました。時期を同じくして、ここ佐久間学校通りは令和4年3月中旬から令和5年3月下旬まで電線共同溝設備敷設に伴う道路整備工事が行われております。この工事により歩道空間が確保され、自転車帯と歩行帯が分離されます。しかし、現状では工事により歩道は狭い部分もあり、特に日通本社付近は朝の通勤時間帯には一部歩道が混乱しております。信号待ちの歩道では、特に児童と通勤者が入り混じり、雨降りのときなどは児童の通学に危険さえ感じております。現状歩道だまりはなく、朝の混乱の解消が求められます。佐久間学校通りは昭和通りのJR秋葉原駅側と清州橋通りからの入り口との横断歩道には学校の校門前と一緒に信号機があります。また、昭和通りから学校の校門までは信号のない横断歩道があります。今まで通学・通勤の人流はちよだパークサイドを通過して三井記念病院へ向かう動線がメインでした。しかし、日本通運本社ビルができたことで清美通りから通勤者がクランク状に流れ、JR浅草橋駅からの通勤者も加わり朝の通勤時間帯には混雑がしております。非常に狭い歩道になっておりますので、歩道だまりはありませんので、このようになってしまいます。 (スクリーンの写真画面を切替え)

それでは、次のスクリーンをご覧ください。また、学校の通学後、こども園の通園が始まると、 佐久間学校通りを保護者が園児を連れて数多くたくさんの方が毎日毎日数組横切るので危険を感 じております。

このような日常の状態を地元の町会では危険視し、必要性を感じ、この場所に横断歩道を設けてほしいという相談を受けております。今の状況を地元の方々に聞きますと、横断歩道がなく、この車道を横断している人をよく見かけると言います。たくさんの方がここの横断歩道のない通りを渡ってきます。工事をしているので、ここの通りにちょうど入っていくガードレールが切れたところがありますので、ここから入っていってしまいます。大変危ないところでございます。(スクリーン表示を元に戻す)

ちょうど道路整備工事を行っているところです。既に佐久間学校通りには、以前に信号と信号の間に横断歩道が設置されております。ここは信号がありません。 (スクリーンを写真画面に切替え) 人の流れが変わってきた今まさに新しい横断歩道を設置する必要があります。日本通運本ビル前に信号のない横断歩道が引ければいいのです。 (スクリーン表示を元に戻す)

ここで質問します。 1、こども園の通園で佐久間学校通りを保護者が園児を連れて数多く横切る状態を掌握しておりますか。ここに横断歩道ができるまで危険ですので、横断しないよう(ベルの音あり)対策を求めます。

- 2、日本通運本社通りの和泉町新設で通勤者が激増しております。通学混雑時による子どもたちの危険を回避し、安全確保のため、横断歩道の新設を求めます。
- 3、横断歩道新設で、歩道が佐久間学校通りと佐久間町清美通りにつながれば新たなにぎわいが生まれ、商売のチャンスとなると思います。ご見解をお伺いします。横断歩道の新設は道路工

事整備中であり一石三鳥と思います。

上記の点について区長並びに教育長、関係理事者の明快な答弁を求め質問を終了いたします。 (拍手)

〔環境まちづくり部長印出井一美君登壇〕

○環境まちづくり部長(印出井一美君) 小林たかや議員の和泉公園前の通りの横断歩道の新設 に関するご質問にお答えいたします。

現在、和泉公園前の通りでは電線類地中化及び歩道の拡幅工事を実施し、自転車と歩行者のすみ分けや歩道のセミフラット化によるバリアフリー化の実現など、歩行者がより安全で快適に歩ける空間の創出に向け今年度末の完成を目指して取り組んでございます。

こども園通園児、先ほどご指摘のありましたような実態も見受けられることから、工事中では ありますが、どのような対応が可能か検討をしてまいります。

次に、新たな横断歩道の設置についてですが、これまでも同様の要望を伺っており、横断歩道の設置間隔など、課題があるものと認識してございますが、ご指摘を受け、改めて歩行者通行量や横断の実態などの把握に努め、必要性を検証した上で、交通管理者である万世橋警察署と協議をしてまいります。

また、現在工事中の歩道は清州橋通りから和泉公園までの間の北側歩道が約90センチメートル拡幅されますので、混雑緩和に一定の寄与があるものと認識をしてございます。

横断歩道の新設によるにぎわいの創出についてのお尋ねもございました。人の動線が変わることで裏道であった場所に新たなにぎわいが生まれると、そういう可能性があるものと考えております。今後はそうした動線だけではなく、人中心の安全・安心で歩いて楽しいウォーカブルな道づくりを目指して取り組んでまいります。

[まちづくり担当部長加島津世志君登壇]

**○まちづくり担当部長(加島津世志君)** 小林たかや議員のご質問にお答えいたします。

区における駐車場附置義務につきましては、東京都駐車場条例や東京都集合住宅駐車施設附置 要綱などによって運用をしております。基本的には、敷地ごとに建物規模に応じた駐車台数を確 保するというもので、店舗や住宅などの対象用途やその面積によって附置義務の発生する台数が 異なることから、建物設計の際、様々に検討が必要になるのは議員のご指摘のとおりです。

ご質問の神田地域の駐車場附置義務の課題認識についてですが、短期的には地域ルールや都市 再生駐車施設配置計画などが適用されていないエリアでは、駐車場の需給バランスを踏まえた在 り方検討から始めていく必要があるため、建て替えを直前にした事案に対応することが困難なこ と、中長期的には地域独自のルールを検討できても、地域の担い手がいなければルールを運営す ることができないことなどの課題があると認識をしております。

次に、附置義務制度を整理し、分かりやすくガイダンスするとともに、相談体制を強化することとのご質問ですが、これまでも区では駐車場の附置に関して台数や面積、設置する位置の確認等、相談対応をしてきましたが、専門家の力を借りなければ台数の算出が難しいというのはご指摘のとおりであり、そのためには相談に来られる方の理解促進につながる制度資料の作成や発信

を図るとともに、相談体制の強化について検討をしてまいります。

次に、区からも適正な駐車場配置に向け地域にアプローチしていくこととのご質問です。駐車場の適正配置の推進は、ご指摘のとおり、良好なまち並みの形成はもとより、歩行環境の向上など、まちづくりと連携した施策展開につながるものと認識をしております。また、乗用車については、供給量が需要量を上回る一方で、障害者用駐車場や荷さばき用駐車場など、車種の特性に応じた地域課題は一律ではない現状もございます。地域ごとに駐車特性が異なり、人優先のまちづくりを実現するため、関係主体が地域特有の課題を含めた適正配置をご検討いただけるよう様々な機会を捉え区からも働きかけてまいります。

最後に、各緩和ルールについても、地域が自ら検討・選択できるよう議論する場を設けることとのご質問です。駐車場附置の緩和ルールにつきましては、東京都駐車場条例に基づく地域ルールや都市再生特別措置法に基づく都市再生駐車場施設配置計画をはじめ、ウォーカブルなまちづくりを目的とした都市再生特別措置法で規定する駐車場法の特例など各種ございます。各緩和ルールの目的と効果が地域課題の解決にどのようにつながっていくか、まちづくりとどう連携していくか、地域の中で共通認識を築き、自ら検討・選択していくことは重要と考えます。区としましても、関係主体が地域特有の課題について意見を出し合う場を設けていくことは必要であると認識しておりますので、様々な機会を捉え、そうした場の創出に努めてまいります。

〇議長(桜井ただし議員) 次に、18番たかざわ秀行議員。

[たかざわ秀行議員登壇]

〇18番(たかざわ秀行議員) 令和4年第2回定例会に当たり、千代田区議会自由民主党の一員として質問をいたします。区営住宅のミスマッチ、再生可能エネルギーの需要と供給について何います。

現在、区営住宅は、平成28年12月に建設された東松下町住宅を最後に、新たな区営住宅は造らないとの方針が示されました。建築より長年経過した建物は建て替えや長寿命化といった対策が取られ、安全を確保しています。近年、長年にわたる住宅管理において様々な問題や課題が見られるようになってきました。

その1つに居住人数と間取りのミスマッチがあります。例えば、40年前区営住宅の抽せんにようやく当たり、親子5人、3LDKに入居し、3人の子どもが学校を卒業し、就職し、結婚して独立します。そして配偶者との死別により3LDKの部屋に独りで住んでいる方。一方、新婚のご夫婦が2DKの部屋に入居され、時がたち、3人の子どもに恵まれ5人で2DKの部屋に住んでいる状況があるとします。これはあくまでも例えですが、明らかに居住人数と間取りにおいてミスマッチとなります。また、4人家族でもお子さんが年頃になり、男の子と女の子の場合、もう1部屋欲しいと思っても民間のマンション等に引っ越しするか我慢するしかありません。このような事例もあります。夫婦2人と子ども3人の5人家族で2DKに申し込もうとすると、広さを理由に申し込むことができません。入居後に5人になった場合は黙認をしているのに矛盾を感じます。区営住宅に入居している場合、広さを求めて区営住宅に新たに申し込むことはできないと門前払いされ、申込みを断られます。解決方法があるとすればお答えください。

以前、お年寄りの女性から、こんな広い部屋は必要ないので狭い部屋に移してもらえないかと相談を受けました。当時所管課に問い合わせましたが、できないとの回答があり、その方は区外へ転居されたようでした。このように間取りと居住人数とのミスマッチの問題は、他区や東京都、URなどでも課題となっているようです。以前は公営住宅にお世話になりながら蓄えができたら家を持つことを目標に働くといったことがありましたが、この30年間実質賃金は下がり、都心では地価やマンションの価格は高騰していてとてもそのような目標は実現できません。公営住宅法や居住権など様々なハードルがあるのは理解しますが、限られた住宅ストックを有効に使うためにも、区としても対応を考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。課題認識はありますか、お答えください。

現在、区営住宅、区民住宅、高齢者住宅など、多くの住宅がありますが、それぞれの管理状況 はどのようになっているのでしょうか。

区営住宅と民間住宅(マンション)では、家賃に五、六倍の差があります。一度当選すれば多少のことは我慢して入居し続ける、絶対に出ないほうがいいという方がいました。30年くらい前の話ですが、区営住宅を住まずに倉庫にしているという話を聞いたことがあります。居住実態を把握し適切に管理すべきだと思いますが、区営住宅、区民住宅、高齢者住宅、それぞれの管理状況をお聞かせください。

#### 次に、再生可能エネルギーの需要と供給について伺います。

昨年第3回定例会の一般質問の中で、港区のように本区においても区内の消費電力の全てを再生可能エネルギーに変えるべきとの提案をいたしました。区長も地球温暖化対策を強力に推進していく旨を第1回定例会の区長招集挨拶の中で力強く示されました。各自治体や企業、鉄道会社など、次々と地球温暖化対策として脱化石燃料、再生可能エネルギーへの転換を進めています。

2月にロシアがウクライナに侵攻し、その影響で化石燃料の供給も不安定となり、我が国でもエネルギー問題は喫緊の課題であり、脱化石燃料の動きは加速されるものと思われます。

地球温暖化対策の推進ということで、予算の概要で示されている再生可能エネルギー電力への 切替え促進の中に、区民や区内事業者が契約電力を再生可能エネルギー電力へ切り替えるきっか けづくりとして、切替えを行った区民に対し5,000円相当の啓発金を支給します。また、切替 えを行った事業者に対し脱炭素に取り組んでいる事業であることを区が認証する制度を開始しま すとあります。一方、地方連携による産地指定の再エネ施設整備の検討では、森林整備協定を締 結している岐阜県高山市や群馬県嬬恋村など、地方と連携し二酸化炭素排出量の削減につながる 再生可能エネルギーを産地指定で区内事業者に供給する仕組みの構築、再エネ施設の整備を検討 しますとあります。

まず、再生可能エネルギーを産地指定で区内事業者に供給する仕組みの構築についてどのようなものなのかお答えください。また、再エネ施設の整備を検討するとありますが、これについてもどのようなお考えか伺います。区民や区内事業者はこの再エネに切り替えるということなのでしょうか、ご説明ください。

再生可能エネルギーについては多くの課題があるのも事実です。水力発電は比較的安定してい

ますが、太陽光発電や風力発電は自然環境によるため大変不安定な状況にあります。そもそも再生可能エネルギーは増えているとはいえ我が国の供給量の2割弱しかありません。各自治体や企業が化石燃料からの切替えが進めば再生可能エネルギーの奪い合いになってきます。本区でも連携地方だけの供給量では区内の一部しか賄えないものと思われます。そこで新たな再生可能エネルギー施設も視野に入れるのでしょうが、莫大な予算が必要になるのではないでしょうか。考え方によっては金銭により再生可能エネルギーを得ることとなり、施設の新設まで検討していくこととなると多くの負担が区に転嫁されるのではないでしょうか。

そこで、今後の再生可能エネルギーの供給計画をどのように考えているかお聞かせください。 今後ますます多くの需要が高まれば再生可能エネルギーの需給バランスはより悪くなるものと考 えます。

以上、区営住宅のミスマッチ、再生可能エネルギーの需要と供給について伺いました。問題提起という側面もありますが、明快な答弁を期待し、質問を終わります。(拍手)

〔環境まちづくり部長印出井一美君登壇〕

○環境まちづくり部長(印出井一美君) たかざわ議員のご質問にお答えいたします。

初めに、区営住宅におけるミスマッチについてのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、高齢の単身世帯が広い住宅に居住するなど、世帯構成等々、入居規模等のミスマッチ解消は公営住宅ストックの有効活用の面から課題であると認識しております。

ミスマッチ解消の方法ですが、居住する区営住宅の専用面積が居住人数に対して基準以下の場合には新たに区営住宅に申し込むことが可能でございます。また、世帯構成員が増加した世帯と減少した世帯で住宅交換をすることが可能でございます。しかしながら、公営住宅法施行令に、相互に入れ替わることが双方の利益となることと規定されております。双方に入居者の居住の安定上好ましいことが求められているため、合意に達することが非常に難しいというのが実態でございます。

本区におきましても、2DKの住居に夫婦と男女2名の子、計4人が居住し、子の成長に伴い男女別室にできる住居を希望された世帯と、3DKに居住し、単身となったため、狭い住居を希望された世帯について、平成26年に1件交換が成立したのみという状況でございます。こうした交換の成立には居住者の世帯状況の変化や生活状況などを丁寧に聞き取りながら住宅交換のニーズを把握することが必要ですが、一方で、これらは私生活への過度の介入にもなりかねないことから、今後の住宅管理の中で適切に対応をしてまいります。

また、新たに公営住宅を供給する計画はございませんので、限られた住宅ストックを住宅に困窮する区民の方に適切に供給することも肝要かと思います。そのため、入居者、非入居者間の公平性を確保するため、住宅使用継承制度の見直しの研究や悪質な滞納者について法的措置も含めた対応等に鋭意取り組んでまいります。

次に、区営住宅、区民住宅、高齢者住宅の管理についてですが、建物の老朽化や入居者の高齢 化などで生じる日々の様々なトラブルに対して、現在、随時職員が駆けつけ対応し、相談に乗っ ております。また、高齢者住宅には生活協力員も昼夜常駐をしてございます。こうした住宅管理 を通じて、いずれの住宅も居住実態をおおむね正確に把握しておりますが、今後とも適切な実態 把握に努めてまいります。

次に、再生可能エネルギーの需要と供給についてのご質問にお答えします。

区は、本年4月、これまで森林整備や姉妹都市として連携してきた高山市、嬬恋村、五城目町と2050脱炭素社会実現に向けた連携協定を締結し、3市町村に現存する再工ネ電力を千代田区内へ産地指定の電力として区民や事業者に供給するスキームの構築を進めております。その際、単に区内に一方的に再工ネを供給するのではなく、地方の活性化にも資する共生型の仕組みを導入いたします。こうした電力をできるだけ早く区民や区内事業者の皆様にご利用いただけるよう鋭意取り組んでまいります。また、さらに多くの再エネ電力を供給するため、今後、協定都市にかかわらず多くの地方との連携を目指してまいります。さらに次のステップとして、地方連携による新たな再エネ施設整備も検討してまいります。国が2030年までに再エネ電力割合を約4割に引き上げることを目標とする中で、再エネ発電施設の整備促進はエネルギーの大消費地であり、資源を地方や海外に頼っている都心千代田の責務であると、そのように認識しております。整備促進に向けて国の助成や民間企業との連携など、区の負担が過大にならないよう努めてまいります。

また、脱炭素化に向けた取組や、昨今、企業評価にも大きく影響し、サプライチェーンの中で中小企業も対応を迫られるという時代になってまいりました。区内約3万事業者のうち97%が中小企業である千代田区では、産業振興の観点からもゼロカーボンに取り組む必要があると認識しております。これまで取り組んでまいりましたグリーンストック作戦などによる消費電力の徹底的な削減と併せて、中小企業の地方共生型再工ネ電力利用を図ってまいります。

一方、ご指摘のとおり、再エネ電力は太陽光や風力など、天候に左右され、安定供給に課題があります。需給バランス調整のための蓄電設備や水素変換による保管や運搬など、先端技術を駆使した安定性と経済性の確立が必要でございます。当面は安定した化石燃料電力等の共存も不可欠かと認識しております。こうした中で、ゼロカーボン千代田に向けた再エネ電力供給の取組は今年度まず第一歩を踏み出したところであり、様々な課題が山積してございます。国、地方、事業者等と連携し鋭意取り組んでまいります。

**〇議長(桜井ただし議員)** 次に、3番長谷川みえこ議員。

[長谷川みえこ議員登壇]

○3番(長谷川みえこ議員) 2022年第2回定例会におきまして一般質問をいたします。 まず初めに、質問の前に、先日、お亡くなりになったうがい議員のご冥福をお祈りいたします。

質問に移ります。

2016年4月に障害者差別解消法が施行されました。障害を持つ方々があらゆる分野において分け隔てなく他者と共生することができる社会への道筋が一歩一歩進んできました。合理的配慮により生活する上での困り事が減り、当事者と介護する家族の生活も改善されてきました。今、親亡き後の施設整備が進められていますが、当事者の要望を反映し、丁寧にかつ一刻も早く整備してほしいという声を聞いております。 (スクリーンを資料画面に切替え)

共生社会を目指す千代田区では、障害者や障害に対する理解促進のために「良かったこと調査」を実施しました。「これまで不便だったことが改善された」「地域の方との交流がうれしかった」など、区立施設、地域の商店街でのやり取りなど、様々な場面でのよいことが見えてきました。 (スクリーン表示を元に戻す)

しかし、その一方でまだ課題として残ることもあります。この調査の最後に具体的な困り事や必要とするサービス、充実してほしい内容を記載する欄がありますが、そこに書かれた共通の課題点は幾つか挙げられていましたけれども、今後の政策に生かしていくと記載されているだけで、どのように改善されるのかについては公表されていません。住みなれた千代田区で暮らし続けるためにどのようにしたら困り事を解決できるのか、必要なサービスにつなげられているのでしょうか。

質問します。共生社会を目指す「千代田区の良かったこと調査」で挙がった困り事を改善するため、集約した課題が検討され、新たなサービスにより改善できたことがあれば具体的にお答えください。ただ確認するだけの調査にならないよう、調査を十分に活用してサービスにつなげる必要があると考えますが、居住区域だけの調査でよいのでしょうか。これでは支援計画作成の調査と重複して確認することになるのではないでしょうか。アンケート結果は当事者と家族にフィードバックし、改善の方向性を具体的に示すことまでがこの調査の成果と考えますが、引き続き毎年調査していくのか、調査の方針をお示しください。

次に、障害者への合理的配慮とバリアフリーについてお伺いします。千代田区ではウォーカブルなまちづくりを推進していますが、障害の有無にかかわらず、小さなお子さんからご高齢者まで多くの方に千代田区内を散策してほしいものです。千代田区ではNPO法人のご協力により区内のバリアフリーマップを監修・配付しネットでも公開されています。このマップは2021年6月に発行され、特にバリアフリー情報が必要な障害者、そのサポートをする支援者、ベビーカーを利用するお子さん連れ、ご高齢の方々の貴重な情報源となっていると思われます。

障害者のトイレ問題について、先日「トイレ難民」という言葉を聞きました。伺ったところ、 障害によりおむつを使用する方がおむつを交換するための介助用シート(ユニバーサルシート) が設置されたトイレが見つからない状況を「トイレ難民」というそうです。実際に障害者の保護 者からお話を伺ったところ、だれでもトイレ(多目的トイレ)におむつ替えシートが設置されて いますが、利用対象が24か月から30か月と乳幼児用がほとんどで、それ以上のお子さんから 大人までが使える介助ベッドが設置されているトイレを探すのは大変なことだと伺いました。

(スクリーンを資料画面に切替え)千代田バリアフリーマップで調べたところ、こちらの地図にあるとおり、介助用ベッド、ユニバーサルベッドは区内に満遍なく設置されているとは言えない状況でした。必要とされる方は事前に調べてお出かけになると思います。商業施設などに設置されているところもあるかもしれませんが、ガイドマップ等に掲載されていなければ分かりません。小さなお子さんとお出かけしたことがある方は分かるかもしれませんが、急におむつ替えでトイレを探さなければならないとき、近くにおむつ替えシートがなく慌てたことがあるのではないでしょうか。バリアフリーマップの情報は定期的な更新が必要ではないでしょうか。(スクリ

### ーン表示を元に戻す)

質問します。千代田区内でトイレ難民を出さないように区有施設、特に区民館は遅くまで開いていることから、各出張所のトイレに介助用のベッドの設置を進めてはいかがでしょうか、区の方針をお答えください。

外出する際に必要とする配慮について伺います。だれでもトイレにはオストメイトの対応のトイレが多くなりました。膀胱がんや前立腺がんを患った方がだれでもトイレでなくてもパットを変えて処分できるよう男性用トイレにもサニタリーポットが設置され始めたそうです。 (スクリーンを写真画面に切替え)

千代田区役所の1階のだれでもトイレにカーテンが設置されています。これはトイレを使用する障害者とその間待つ介助者との空間を遮る配慮のためのカーテンです。しっかり配慮されていると安心しました。ほかに補助犬が使える専用のトイレ、だれでもトイレを補助犬が使うこともあるので、表示をすることで一般の方にご理解いただくことも必要です。 (スクリーン表示を元に戻す)

まちなかを歩くと視覚障害者の音響式信号機を見かけると思いますが、その押しボタンが夜間 無音になることをご存じでしょうか。周辺の住民への配慮も必要ですが、音量の工夫、スピーカ 一の向きなど、何らかの工夫がなければ視覚障害者は介助者なしに夜間の買物や早朝の外出はで きません。これは大きなバリアだと思いました。警察との調整が必要ではないでしょうか。 (ス クリーンを写真画面に切替え)

車椅子を利用している方が外を移動する際、段差が一番困ると言っていました。歩道の段差が 解消されているところも増えましたが、歩道の傾斜、グレーチングと呼ばれる側溝の蓋で前輪が 引っかかる。バリアフリーであるはずのスロープは介助者同行が前提になっているような角度と 長さの場所。公園の入り口にあるポールのために通ることができない場所があるなど、実際に聞 いてみないと分からないことばかりでした。 (スクリーン表示を元に戻す)

夏の暑い時期は、体温調節が難しい障害者にはとても過酷です。暑さがバリアになることをぜ ひ理解していただきたいと思います。直射日光が当たる場所と日陰の温度差は約20度にも及ぶ と言われており、神田警察通りのイチョウ並木の歩道で実際に計測したところ同様の結果が出て います。強い日差しから弱者を守るため街路樹の緑陰を確保することが重要です。植え替えを予 定している小さなヨウコウザクラの日陰では強い日差しを遮ることはできません。

質問します。街路樹のイチョウがあってこそ直射日光は避けられます。区長のご判断で、神田警察通りのII期工事もイチョウは残せます。遮熱舗装では頭上からの太陽は防げませんし、費用もかかり $CO_2$ の吸収にもなりません。異常とも言える猛暑を少しでも緩和するためにもイチョウは残すべきではありませんか。区長のご決断で暑さというバリアから弱者を救うことができます。区長、ぜひご答弁をお願いします。

次に、歩行空間についてお伺いします。(スクリーンを写真画面に切替え)

視覚優位な発達障害者には歩道のモザイク模様が視覚的な刺激となり凸凹に見えてしまって安 心して歩けないということがあるそうです。視覚的な配慮も必要です。自転車通行専用帯と歩道 の境が神田警察通りの I 期工事の区間のように、ポールによる境ではなく、色分けやびょうを打って境界を示すことにより歩行空間も柔軟に使えるのではないでしょうか。国土交通省のガイドラインには、当事者参画による取組の推進として、地域の状況は様々、基準どおりにできない場合も想定しているし、基準どおりであっても何らかの原因でバリアになる可能性もある。市民や当事者参画によるユニバーサルな道路空間構築に向けた取組推進が重要であると記載されています。 (スクリーン表示を元に戻す)

質問します。千代田区もにぎわいの創出、回遊性を考える際、バリアフリーと思って対応したことが健常者目線にならないように、そして、基準重視で本当にその状況が当事者の使いやすさと一致しているか確認した上で検証できているのでしょうか。ユニバーサルな道路空間について千代田区の考え方をお答えください。

次に、千代田万世会館についてお伺いします。 (スクリーンを資料画面に切替え)

千代田区民で、毎年お亡くなりになる方が約400名いらっしゃいます。コロナ禍で家族葬として葬儀を執り行うことが増えていることから、万世会館は現状のまま施設を利用し続けても問題ないのではないかとの声を伺っています。利用件数に占める家族葬(参列者が30人未満の葬儀)の割合を見ても、一昨年は80.7%、昨年は67.1%と、家族葬が大半です。築年数から見てもこのままで十分使用できるのではないかと推察します。(スクリーン表示を元に戻す)

平成29年に出された陳情書の頃と比べると、コロナ禍で葬儀の形が変化してきたので万世会館をこのまま使いたいという区民がどのくらいいらっしゃるのか、広く調査してはいかがでしょうか。壁の修理やLED電球への取替えなど、修繕をしたと伺っております。

質問します。コロナ禍で葬儀の形が変わってきました。改めて区民の大切な財産である千代田 万世会館について、広く区民にアンケート調査を実施してはいかがかと思いますが、区の見解を お聞かせください。

以上、共生社会に向けた障がい者支援と千代田万世会館について、区長、関係理事者からの区 民が納得できる明快な答弁を求め、質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

〔保健福祉部長細越正明君登壇〕

**〇保健福祉部長(細越正明君)** 長谷川議員の「千代田区の良かったこと調査」に関するご質問にお答えいたします。

区は、昨年度、障害等のある方が区内でよかったと感じたこと、ものについて、区内の障害者 2,077名に対して調査を実施いたしました。この調査は一般的に困ったことや悪かったことな ど、不便さを尋ねるものではなく、発想を変えてプラス面をより生かすという観点から障害等の ある方にとってどのような対応や取組がよいと感じてもらえるか、障害や障害者に対する理解促 進を図ることを目的としています。調査で判明した課題についてですが、そもそもどのような行 政サービスがあるかの分からないというご意見が一定数寄せられたことから、令和4年3月発行の「障害者福祉のしおり補足版」の中で、ご自分の受けられるサービスを見つけやすいように、 従来の事業一覧表を障害の種類別サービス早見表に改めました。このほか、情報提供の在り方や 障害者にとって分かりやすい制度づくりなどは今後の課題として取り組んでまいります。また、

この調査結果の概要版を区内の飲食店やコンビニ、スーパー、郵便局などに配付し、地域での障害に対する理解の輪をさらに広げ、共生社会の実現に向け、努めてまいります。

本調査は定期的に実施する予定はございませんが、障害等のある方やご家族からの困り事、不 安に感じていることなどのご意見については、障害者支援協議会や保護者会など、様々な機会を 通じて伺ってまいります。

〔地域振興部長清水 章君登壇〕

#### ○地域振興部長(清水 章君) 長谷川議員のご質問にお答えいたします。

まず、各出張所のトイレに子どもから大人まで使える介助用ベッドの設置を進めてはどうかと のご質問でございますが、区内民間施設における介助用ベッドの設置状況なども含めまして、執 行機関内部で調査・研究してまいります。

次に、千代田万世会館についてのご質問でございます。

コロナ禍でありますことから、千代田万世会館でもいわゆる家族葬でご葬儀を行われる割合が増えておりますことは長谷川議員ご指摘のとおりでございます。しかしながら、コロナ禍以前と比較をいたしますと、いわゆる家族葬の増加数は10件程度であるのに対しまして、葬儀件数そのものが数十件減少しておりますため、必然的に家族葬の割合が多くなっているところでございます。また、現在におきましても、コロナ禍以前のように多くの方にご参列いただくご葬儀でもご利用いただいておりますことはご案内のとおりでございます。平成5年4月の開設以来頂戴してまいりました様々なご意見、ご要望にお応えするためには、現在の施設では限界がありますことから、外神田一丁目地域の再整備を好機と捉え、機能更新の計画をしているところでございます。今後、区民の皆様方から頂きました様々なご意見を踏まえつつ、区としての計画案を取りまとめ、区議会でのご論議を賜りたいと考えております。

[環境まちづくり部長印出井一美君登壇]

## **○環境まちづくり部長(印出井一美君)** 長谷川議員のご質問にお答えいたします。

初めに、神田警察通りのイチョウは残すべきとのお尋ねでございます。

神田警察通りは高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定道路であり、改築をする場合は区規則で定める歩道の有効幅員2メートルに適合する必要があることなどから、街路樹の更新を伴う道路整備をするものでございます。夏季に街路樹の緑陰が路面温度を下げる機能は否定いたしませんが、整備の趣旨がバリアフリーの実現等にあることをご理解いただきたいと思います。

また、暑さは、障害者の皆さんだけではなく、子どもや高齢者も含め気候変動の適応策として 総合的に対応することが肝要であると認識しております。神田警察通りⅡ期工事では、街路樹の 本数や植栽の緑を増やすとともに、歩道の保水性舗装、車道の遮熱性舗装をいたします。今後、 沿道まちづくりが進む中でドライミストやクールスポットの活用などにも取り組んでまいります。 次に、ユニバーサルな道路空間についてのお尋ねがございました。

千代田区道路整備方針は、誰もが安全で安心した快適に利用できるユニバーサルデザインの考え方を基本にしております。また、国等のバリアフリーに関する基準やガイドラインは障害者の

方々も参画して策定されたものであり、道路整備に当たって十分に配慮する必要があると認識しております。さらにご指摘のように障害者の方々の中にも多様な意見があることから、早い段階での障害者団体等、多様な方々の意見を伺いながらユニバーサルな道路整備を進めるよう努めてまいります。

**〇3番(長谷川みえこ議員)** 3番長谷川みえこ、再質問させていただきます。

ユニバーサルなデザイン、道路というところについては、障害者から広くご意見を伺っていただきたいなと思いました。また、バリアフリーについて、暑さはすごく大きなバリアになります。今日の東京新聞にも、外苑の街路樹について記載された記事がありました。街路樹に詳しい千葉大の藤井先生によると、100年大木と新たに植えられる若木ではレベルが違う。緑の持つ効果は増えるどころか確実に損なわれる。ヒートアイランドの緩和に役立つのには大きな木のほうが有効であるということが言われています。また、東京都立大の三上先生によると、高層化ビルによってコンクリートは熱をため込み、ビルの空調設備の排熱などで都市を温めるためヒートアイランドの原因になる。天然のクーラーを減らしてストーブを造るようなものだと言われています。この木の大事さ、イチョウを守っていただきたいという区民の考え、それぞれ千代田区でも考慮していただいて、もう一度考え直していただきたい、見直していただきたいと思いますが、いかがでしょうか、お答えください。お願いします。

〔環境まちづくり部長印出井一美君登壇〕

**○環境まちづくり部長(印出井一美君)** 長谷川議員の神田警察通りのイチョウに関する再質問にお答えをいたします。

再質問の中では、ヒートアイランド対策における樹木の取扱いという視点からのご指摘だったかなというふうに思っております。ヒートアイランド対策につきましては、街路樹のみではなく、先ほどご答弁申し上げましたけれども、様々なまちづくりの施策を総合的に展開していく必要があるのかなというふうに思ってございます。大径木が自然樹形を保って、しっかりと根づいて育っていくと。そういう場面としては、街路樹は適しておりません。ですので、我々としては今後まちづくりを通じて、そういった樹木が都市の森というような形で整備されるような取組も含めて、ヒートアイランド対策に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長(桜井ただし議員) 議事の都合により休憩します。

午後2時04分 休憩

午後2時19分 再開

- ○議長(桜井ただし議員) 休憩前に引き続き、会議を開きます。
  - 一般質問を続けます。
  - 4番小枝すみ子議員。

〔小枝すみ子議員登壇〕

**〇4番(小枝すみ子議員)** 2022年第2回定例会に当たり一般質問を行います。 (スクリーンを写真画面に切替え)

まず、冒頭、神田警察通りで毎夜座り込みをし、木守りをされている、ある女性の言葉をご紹

介をさせていただきます。祖父が明治34年この地で創業以来、住み続けております。戦後、祖母の背中に背負われて戻りましたが、一面の焼け野原、瓦礫の寂しい光景は頭の隅から消えることはありません。ここ錦町三丁目はいち早く復興し、このイチョウの木をどんなに励みにここまで築いてこられたかなと思うと、イチョウがいとおしく感じられます。私たちを見守ってくれたイチョウの木は、先祖の魂や、心を残してこの地を去った方々の思い、住み続くであろう子どもや孫たちの文化遺産としてやはり残していただきたいと思います。まちづくりというのはみんなでまちをよくしていこうというのが一番の趣旨だと思うんです。ところがこの問題が起きましてから、だんだん地域が分断していかれるような気がして、それがとっても寂しいです。こんなにみんな仲よく生活してきたのに、この問題でどうしていがみ合わなきゃいけないのか、一番悲しいところです。残された命は未来のためにももう一度神田をよくしたい、そう願っております。穏やかで常識もあり、何より千代田区に誇りを持ち、これまで千代田区政、区長、議会を信頼してきた方の言葉でした。助けてくださる方があるおかげで、今のところ一人のけが人も死者も出ず、60日の木守りが続いてきました。(スクリーン表示を元に戻す)

4月27日未明に2本のイチョウ伐採がされてから2か月、このようにして深夜路上で木守りをする人たちとの対話を区長は拒み続け、今度は夜間施工としていた工事を昼間にも行うと、殺人的猛暑の中、何の説明もなしに一方的に看板を貼り替えさせました。

まず、工事の在り方について伺います。夜間施工20時から6時までの工事が突然昼間施工9時から18時と加えられました。そのための交通量調査はいつ行ったのでしょうか。当初昼間の工事は困難と判断した要因はどのように変化をしたのでしょうか、猛暑の昼の工事は作業員の労働条件にも危険や無理を引き起こします。当初の契約と矛盾するのではないでしょうか。道路使用許可はどうなっているのか。工事に関する周辺住民への説明責任はどうなっているのかお答えください。(スクリーンを資料画面に切替え)

次です。平成24年から昨年まで10年間設計委託料を調べました。10年間で約8,500万円、ほかの地区のコンサル費用と比較しても破格の値段です。せめてこの予算を住民参画のために使えていたならと残念でなりません。明大通りのように模型を基に皆で検討ができたはずです。(スクリーン表示を元に戻す) (スクリーンを写真画面に切替え)

次です。これは明大通りの協議で示された模型です。なぜこれほどの潤沢な道路に特化した調査費を組みながら、模型も作らず、決定前の住民説明会、比較検討のチャンスも住民に与えなかったのでしょうか。そして何より、もしも参画型でやっていたとしたら、I期工事のようなあのような絵は出てこなかったのではないでしょうか。(スクリーンの写真画面を切替え)

これは左側になるんでしょうかね、工事着工した I 期工事のデザインです。あのまま進んでいたら、神田警察通りは私の背丈ほどの木が神田駅まで連なっていた、コンクリートがむき出しになっておりました。道路の日照を遮るものは何もありません。着工後、ガイドラインと違うということで陳情もあって工事が止まり、イチョウを残すことができた結果がこちらの木の生えているほうの写真です、千代田区は当時繰り返し反省の弁を述べました。 I 期工事の出来事について、区はどう総括をしているんでしょうか、お答えください。 (スクリーン表示を元に戻す) (スク

#### リーンを資料画面に切替え)

次です。災害級の猛暑、亜熱帯化している神田、その気候変動、樹木の $CO_2$ 吸収効果、大径木保存の方針など、ここでご紹介したかったんですけれども、時間がありません。そうした論争を繰り返しこの議場で行ってまいりましたし、それなりの到達点もあったと思っております。しかし、ここではこうした議論をすることもなく決定してしまったところに着目したいと思います。現在、今日この日も史上類を見ない暑さの中、千代田区は大きくな木陰をつくってくれている戦後からのイチョウをなぜなのか公開処刑のごとく切り倒そうとしています。このようなときに歩道を囲って伐採工事を強行するなど、まさに狂気の沙汰です。区はある段階からバリアフリー化のためには歩道幅員 2 メートルが必須であり、住民アンケートを実施する前にイチョウの伐採を結論づけていました。(スクリーンの資料画面を切替え)

この画像、平成30年12月17日の第14回議事要旨をご覧ください。 II 期区間の計画案では、現在の街路樹を現在の位置に残すことはできないと担当課長が延べて勉強会に入っております。この2枚は左がI 期工事の資料、右がII 期工事の資料です。いずれも街路樹があるところは歩道幅員が1.7になり、2メートルに少し足りないという資料です。I 期もII 期もこの時点で事情は同じです。同じであるのにI 期は残して整備は行い、II 期は残させないとしました。沿道の住民が驚くのも当然のことです。I 期目の工事が完了した平成30年に一体区の中で何があったのでしょうか、お答えください。 (スクリーンの資料画面に切替え)

I 期工事において地元住民が話しているのは、バリアフリーを阻害しているのはこのポール群ではないかと、工事の事業者が区のほうに進言しても聞き入れなかったと聞きました。工事後のワークショップや事後検証も合意形成と参画に欠かせないことではなかったかと思いますが、いかがでしょうか、お答えください。 (スクリーン表示を元に戻す)

区が合意形成以前の原則としたバリアフリーの考え方について確認をしておきます。バリアフリー法、いわゆる移動円滑化法と申しますが、市街地の状況や景観、環境、民意など、総合的に勘案し、一体的、円滑にバリアフリーの道の形状が続くようにと国は障害者の目線からガイドラインを丁寧に整えております。千代田区は独自の条例を整備しておりませんので、石川区長の下においては法の趣旨に照らしてイチョウを残し【期工事を整備しました、代官町通りも同様です。これらは法の趣旨に沿った施策であったと評価できます。一方で、規定整備においては不備があったのではないかという点で伺っておきます。

なぜ千代田区道の道路構造等に関する基準を定める条例及び千代田区道の道路構造等に関する 基準を定める条例施行規則には、国の道路移動等円滑化基準の附則第3条で定められている経過 措置を盛り込んでいないのでしょうか、お答えください。

国の基準附則3条には、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、 市街化の状況、その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては第4条の規定にかかわら ず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を1.5メートルまで縮小することができるとわ ざわざ書いてあります。23区でも他の区でも同様の規則を定めています。例えば、新宿区、北 区等々です。さらに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフ リー法の第10条2項によると、地方自治体ではその基準を条例で定めるが、その条例は省令である道路移動等円滑化基準を参考にして定めるべきとあります。つまり、本来は区の条例施行規則は、国の道路移動円滑化基準に準ずるはずなのに、なぜあえて記載をしなかったのでしょうか、お答えください。

次に、神田警察通りのI期工事では、イチョウを残してバリアフリー化を行っています。また、 代官町通りでも桜を残して整備し、歩道の有効幅員2メートル以上が確保されない場所がありま すが、区はこれらの事例をバリアフリー法条例施行規則の観点からどのように捉えているのでし ょうか、お答えください。

バリアフリー法の趣旨や経過措置の存在から実質的な違法性はなく、むしろバリアフリー化に よる円滑で安全な移動の確保と地域住民の理解の両立という点からバリアフリー法の趣旨に沿っ た施策であると評価できるのではないでしょうか、お答えください。

以上、2.0メートル以下の歩道幅員はバリアフリー法等で不可能と断じ、結論ありきでの議論を行わせ、住民には十分な情報も議論する場も設けてこなかった公平性を欠くやり方であることを指摘いたしました。たとえ行政がそうした極論に傾いた場合でも、もし住民参画のルールがこの千代田区にも定まっていれば、住民がそこに住んでいるからこそ分かる悩み事、困り事、生活実感を出し合いながら共感をつくり出していく筋道ができていたはずです。このたびの反省からも、まちづくりにおける情報公開と参加・参画が当たり前な千代田区の行政と今後この未来になりますように、まちづくり基本条例、住民参画条例等のルールを現在策定中の第4次基本構想の議論の中に落とし込んでいくべきと考えますが、いかがでしょうか、お答えください。

#### 次に、日比谷公園の今後について伺います。

日比谷公園の改修計画があると、うわさに聞きます。区に問い合わせると、ホームページ以上のことは分からないと回答されました。地元区としてそんなはずはありません。200メートル級の超高層ビルが公園の東側に5棟も並ぶ計画に対して、景観審査、その他様々な事前審査があるはずです。このままでは日比谷公園がある不動産の再開発の庭になってしまいます。生態系への影響や話題の神宮外苑のような樹木伐採があるのではないかと心配もされています。日本で一番古い洋風近代式公園ですので、現在の風情を残してほしいという声もあります。どのような計画で今はどの段階にあるのか、千代田区の関わりも含めてお答えください。

テニスコートはどこに何面残るのでしょうか。多種多様な樹木群が伐採されるようなことはあるのでしょうか。都民、区民に向けて説明会の予定はあるのか。ご答弁をお願いいたします。

次に、**東京ミッドタウン日比谷公共施設の区民利用について**伺います。時間がございませんので、要件のみにて伺います。

平成30年、グランドオープンして4年が過ぎました。千代田区の住民はここに千代田区の公 共施設ができたということをいまだ知りません。ぜひ広くお披露目をして、地下の立派な自転車 置場や立派な会議室などを公共施設として無償で区民の皆さんに利用ができるように、協議を進 めてはいかがでしょうか。

次に、区有地貸付について伺います。

千代田区で事業をしてくださる民間の特養、保育園事業者は食料費や電気代、送迎に係るガソリン代まで確実に物価上昇の影響を受けており、千代田区の土地を借りて自前で施設を建設し、利用者負担を得て運営している事業者などは事業採算が大変厳しいものになっています。そのしわ寄せはそこで働く方々や利用者である子どもや高齢者に来ております。現在、公有財産の貸付基準については見直しをかけているところではありますが、早急に保育園や介護に関わる事業者の負担を、こちらの日比谷エリアマネジメントのように無償で賃料負担を緩和すべきではないでしょうか、お願いいたします。

#### 次に、万世会館建て替えの必要性について伺います。

コロナにより家族葬が増えています。コロナが終わっても新しい生活様式はそれほど変わりません。利用状況について、これまでの変化をどう把握していますか、お答えください。築30年でまだまだ使える建物を取り壊す理由がないという声を聞きます。こちらは先ほど長谷川議員が質問されていたところと重なりますけれども、この区が定めた参画の在り方のフェーズ2というところに区民需要の明確化ということが書かれています。今、この計画はどこの段階にあると区民は理解をしたらよろしいのでしょうか、需要把握がされているのであればお答えをください。

### 最後に、**番町のまち並みの特性について**伺っておきます。

番町のまちづくりを進めるに当たり、地域特性をどう維持し、魅力をつないでいくことは、まちづくりの総合調整を行う行政としては担うべき重要な役割となっています。番町エリアには2つの際立った特徴があると言われています。1つは、超高層が1つもない地域であるということです。もう1つは、歴史ある学校が数多く存在する、そういう地域であります。この魅力と個性がこの地域のまち並みを形成してエリアの価値につながっています。ここに千代田区が再開発等促進区を誘導しようとしているとのうわさを耳にしますが、それは本当のことなのでしょうか、これまで先陣たちがつないできた価値を台なしにすることがならないよう、区の認識を伺っておきます。

以上、私からの一般質問、明確な答弁を求めまして終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

〔地域振興部長清水 章君登壇〕

**〇地域振興部長(清水 章君)** 小枝議員の万世会館の建て替えの必要性についてのご質問にお答え申し上げます。

万世会館における葬儀の利用状況につきましては、新型コロナウイルス感染症発症前の平成30年度と比較をいたしますと、2回の緊急事態宣言が発令をされました令和2年度はやはり大きく落ち込みました。ただし、その後、令和3年度では2年度ほどの落ち込みはなく、現在では以前のようなご利用状況となってきてございます。また、コロナ禍であるがゆえにいわゆる家族葬でのご利用が10件程度増えてはございますが、多くの方にご参列をいただくというご葬儀でもご利用いただいておりますことはご案内のとおりでございます。

次に、参画の在り方に照らした計画段階についてのご質問でございます。平成5年4月に開設 をいたしました万世会館、現在までの29年の間、約2,800件のご葬儀と51万人を超える参 列者の方にご利用いただいてまいりました。このため、これまでご葬儀をなさった方々からのご 意見、ご葬儀に参列をされた方々からのご意見など、多くの方々から様々なご意見を頂戴してき ております。その都度運営の面におきましてできる限りの改善を図ってまいりましたが、限られ た面積、構造の中では限界がありますため、今般、外神田一丁目地域における再整備という機能 更新の機会を捉え、課題の解決を図ろうと計画をしているところでございます。

そして計画におきましては、参画の在り方におけるフェーズ4といたしまして、オープンハウス型の説明会も開催をし、参加をされた方々からのご意見も頂戴しているところでございます。 こうしたご意見も踏まえつつ、今後、区としての計画案を取りまとめ、区議会でのご議論を賜りたいと考えてございます。(発言する者あり)

〔環境まちづくり部長印出井一美君登壇〕

#### ○環境まちづくり部長(印出井一美君) 小枝議員のご質問にお答えします。

神田警察通りの工事に関わるお尋ねがございました。神田警察通りは、4月27日以降、保存を求める方が現場におられるため、工事が安全に進められず進捗が大きく遅れています。そこで早期の工事完了を望む多くの区民の声に応えるため、昼間工事実施を検討し、対応したものでございます。交通量調査は本年5月17日に行いました。道路使用許可については、道路交通法に基づき道路管理者として交通管理者である神田警察署と協議し回答を頂いております。また、請負者も合意の下、施行するものでございます。周辺住民へはチラシを配付するとともに、ホームページにも掲載し周知を図りました。

模型の使用や参画についてのお尋ねがございました。神田警察通りの整備につきましては、神田警察通り沿道整備推進協議会において、模型ではなく図面やパースを用い議論を重ね方向性をまとめてまいりました。推進協議会は道路整備方針に示す沿道協議会であり、参加型の検討を進めてきたところであります。

続いて、I期工事の総括についてのお尋ねがございました。街路樹に関する取扱い等について 神田警察通り沿道整備推進協議会や議会における街路樹についての説明、議論が不足していたも のと認識しております。

Ⅰ期工事が完了した平成30年に区で何があったかというお尋ねですが、特に何があったというわけではございません。Ⅰ期工事区間に限っては、街区の特性、道路に接する敷地、建物の利用状況から、駐車帯と植栽帯を設置しないことでイチョウを残した道路整備ができたということでございます。しかし、Ⅱ期以降の区域においては、Ⅰ期とは街区や敷地、建物利用の状況が異なることから、駐車帯の全廃はできず、数を減少するとともに植栽帯を確保した整備とすることとなりました。そのために現状の街路樹が支障となることから街路樹を更新することといたしたものであります。

ポールがバリアフリーを阻害しているという指摘についてですが、整備後そういうご意見があったということは承知しておりますが、聞き入れなかったという経緯はないものと認識しております。なお、I期工事完成後に道路の利用状況の調査を行い、結果を神田警察通り沿道整備推進協議会にお示しをして、ご意見を賜っております。

千代田区道の道路構造等に関する基準を定める条例及び同条例施行規則には、国の道路移動等円滑化基準の附則第3条で定められている経過措置についてのご指摘がございましたが、盛り込んでいないということについてはご指摘のとおりでございます。移動等円滑化法第10条2項には、省令で定める基準を参酌して定めるとありますが、附則については経過措置、つまり本整備までの緩和規定であり、参酌の意味、照らし合わせてよいところを取るということを踏まえ、規定しております。他区でも参酌の仕方はそれぞれ異なっております。神田警察通りI期工事区間は、移動等円滑化法に基づく特定道路であり、同法に基づき道路の新築・改築を行うときは条例に基づく基準への適合義務が生じるため、千代田区道の道路構造等に関する基準を定める条例第39条に基づく同条例施行規則で規定する歩道の有効幅員は2メートル以上に適合すべきものであると考えております。

I 期区間では駐車帯をなくすことができたため、片側 6 メートルの歩道にイチョウを含む約 6 メートルの歩行空間を確保することができました。歩行空間のほぼ真ん中にイチョウがありますが、その両側にそれぞれ 1 メートル以上の有効幅員があり、合わせて 2 メートル以上の有効幅員が確保できたと、そう解釈し整備が可能となったものでございます。

代官町どおりは特定道路ではないため、有効幅員の規定は適用されませんが、歩行者やランナーなどの通行安全確保のため、可能な範囲で歩道を拡幅したものでございます。

バリアフリー法の趣旨に沿った施策としての評価とのことですが、先ほどご答弁したとおり、 当区では経過措置の規定はございませんので、ご答弁はいたしかねます。ご了承願います。

〔まちづくり担当部長加島津世志君登壇〕

## **○まちづくり担当部長(加島津世志君)** 小枝議員のご質問にお答えいたします。

まず、日比谷公園の整備計画については、一昨年の12月に東京都公園審議会が取りまとめた「日比谷公園再生整備計画中間のまとめ」のとおりです。策定の際のパブリックコメントでは、テニスコートに関する意見に対し、広場の1つである球技広場についても、テニス等の様々な球技が楽しめる広場とし、柔軟な運営を行うことで、都民の多様なニーズに応えていく計画としていますといった対応方針が示され、植栽計画の意見には、既存の樹木については樹勢や樹形などの健全度を把握して計画内容の実現に向けた植栽計画を策定し、整備や維持管理を行います。その際、樹木の形状や計画内容に応じ、移植や剪定、不健全木などの更新や落葉樹の植栽など、適切に対応してまいりますといった対応方針が示されております。区としては、今後も東京都の動向を注視しながら、スケジュールや説明会等の有無についても情報収集に努めてまいります。

次に、日比谷公共施設に関するお披露目の件ですが、既に使用している施設であることから実施が可能かどうか検討する必要があります。また、無償区民利用についてですが、ご存じのように、施設の収益を施設管理の運営面や将来の維持管理コストに充当する必要があることから、慎重な検討が求められます。

最後に、番町のまちづくりについての質問ですが、特に番町・麹町地域においては、定住人口や住宅戸数の回復基調により、まちのプライベート空間が整備されていますが、人口増加に伴って必要となる広場や歩行空間などのパブリックな空間は不十分となっております。このような状

況を踏まえ、日本テレビ沿道まちづくり協議会における議論の中では、身近な緑とゆとりある歩行空間及び滞留空間の創出、生活利便性を支える商業施設の確保、バリアフリー対応等による麹町駅からのアクセスの改善等、様々な地域課題が協議されてきました。これらの地域課題について、第11回日本テレビ沿道まちづくり協議会において、日本テレビから、二番町の整備計画において課題解決に向けた整備を実現していきたい旨の説明があったところです。区としては、地域課題の解決につながる日本テレビの提案を確実に具現化する手法として再開発等促進区を定める地区計画を制定することは有効であると認識をしております。

[政策経営部長古田 毅君登壇]

〇政策経営部長(古田 毅君) 小枝議員の合意形成のルールに関するご質問のうち、まちづく り基本条例、住民参画条例等のルールを第4次基本構想の策定に向けた議論に落とし込むべきと のご質問についてお答えいたします。

区では、基本構想の策定に向け、区民と学識経験者で構成する懇談会を設置することとしております。ここでは区政全般にわたる広範な議論を想定しており、多様なご意見を頂戴できるものと期待しているところでございます。一方、個別のテーマに限定した議論には限界がございますが、ご指摘のまちづくり基本条例、住民参画条例等、合意形成のルールに関わるご意見を頂戴した場合には、他のご意見と併せて議会の皆様にもお知らせし、議論の経過を共有してまいりたいと存じます。

[財産管理担当部長大森幹夫君登壇]

**○財産管理担当部長(大森幹夫君)** 小枝議員の介護や保育の事業者への区有地貸付けについて の質問にお答えいたします。

区有財産の貸付けに当たっては、条例や議決による場合でなければ適正な対価なくして譲渡や貸付けを行ってはならない旨が地方自治法に定められております。そのため、貸付料を設定することが原則となります。一方で、公益に資する事業を実施する団体に対しては、千代田区行政財産使用料条例及び千代田区財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例に基づき減免措置を講じることができます。具体的には、財産貸付料減額基準を設け、貸付先や事業内容により適宜減額を行っております。ご指摘の一定の収入を伴う事業を実施している介護事業者や保育事業者については、この減額基準の中の区有財産を貸し付けることを条件にして誘致した事業を実施する団体に該当することから、有償貸付けではあるものの、原則として50%まで貸付料の減額が可能となっています。

しかしながら、公示地価平均が高い本区においては、50%の減額を行ったとしても依然として貸付料が高いことが障壁となり、事業者誘致が進まない状況がございました。そのため、喫緊の課題であった高齢者福祉や児童福祉などの行政ニーズに対応するべく、社会福祉事業を行う団体を誘致する場合には90%減額が行えるよう対応を図っているところです。なお、この減額については、都に倣い、各部において特別要綱を策定して実施しております。また、こうした土地賃借料の減額のほかにも建設費や運営経費などに係る様々な補助事業を通じ、各部で総合的に介護事業者、保育事業者の事業活動を支援しているところでございます。引き続き区有財産の貸付

けについては透明性、公平性、客観性に十分留意した取組を進めてまいります。

[小枝すみ子議員登壇]

○4番(小枝すみ子議員) 4番小枝すみ子、答弁漏れがたくさんありましたんですけれども、時間がありませんので、(ベルの音あり) 1点のみに絞って確認をさせていただきます。

第14回、つまり平成30年12月17日のこのところで、II 期区間は現状の街路樹を現在の位置に残すことはできないと行政が言っているわけです。この後にアンケート、この後に専門家の聞き取りなんですから、初めに伐採ありきでやっているのは、もう当然そういうふうな流れになっている。で、それはなぜかというと、大径木をもうここに残したくない。もう残したくないという行政の意思があった。じゃあ、I 期目の工事はどうだったのか。2メートル足りないI 期目の工事、国の法律も緩和措置オーケーと言っている。東京都も緩和措置オーケーだと言っている。それは文化財があったりしてそうなるのは当然なんですよ。うん。文化財を削っちゃうわけにいかないわけですから。そういうふうな考え方で総合的に勘案するために緩和措置があるのに、千代田区がその規則を持っていないのはどうなのかと。で、I 期工事は違法なのかと、こう聞いていますので、そこの積極的意思がどうなのか。つまり、区長の一言で何でもできたんですよ。(ベルの音あり)緩和措置できたんです。それをやらなかったのはなぜなのか、伺います。

〔環境まちづくり部長印出井一美君登壇〕

○環境まちづくり部長(印出井一美君) 小枝議員の再質問にお答えをいたします。

先ほどご答弁申し上げましたけれども、Ⅰ期区間におきましては駐車帯を全廃するということが、道路に接する敷地・建物利用状況、街区特性からできたと。Ⅱ期区間以降については、駐車帯を全廃することができずに、減少して植栽帯を確保するというような整備の方向性、それを踏まえるために、さらに円滑化法に基づく基準に適合するという観点から、既存の街路樹を残して整備することはできない旨を、先ほどの14回の中でご説明をしたところでございます。

I期工事は違法なのかということについてでございますが、先ほどもご答弁申し上げましたけれども、I期工事は全体の中での歩道幅員を取るということができたと。イチョウの左右で、南北の道が左右で1メートル以上の有効幅員を確保することができたので、我々としてはそれを2メートルの有効幅員と解釈いたしました。そう解釈しないと、I期工事も円滑化法に基づく整備ができないということになりましたので、そういった解釈をする中でI期工事は残したということでございますので、I期工事についても、我々としては様々思いがありますけれども、違法ではないというふうに認識しております。

○議長(桜井ただし議員) 次に、6番岩田かずひと議員。

[岩田かずひと議員登壇]

○6番(岩田かずひと議員) 2022年第2回一般質問の前に、先日急逝されたうがい議員の ご冥福をお祈り申し上げます。

質問に入ります。

まずは神田警察通りの整備工事計画について。

今、神田警察通りの街路樹伐採工事をめぐって地元住民の皆さんが神田警察通りの街路樹を守

る会を立ち上げ、ほぼ一日中街路樹に寄り添うなどの反対運動を行っております。ここまで地元住民が反対するのは一般的に考えても極めて異例のことで、異常な事態とも言えます。我々議員は区民の声を反映するのが仕事でありますが、ここまで区民の皆さんが反対運動を起こし異常な事態が発生したということは、たとえ議決されていても、予算が通っていたとしても、それが区民の皆さんの声を我々が反映していなかったという証拠だと思います。だとするならば、我々議員も執行側である区も一旦立ち止まり工事を見直すべきであると思います。また、高齢者の方々もこの命に危険のある暑さの中、昼夜を問わず自分たちの命を削って木の安全を見守っております。人道的な配慮からも工事の一旦停止をお願いしたいと思っております。こういった高齢者の方々の現状を知って区長はどのように感じるのか、お答えください。

そもそも神田警察通りの街路樹を守る会の皆さんは、道路整備自体には反対していません。現在4車線ある車道を3車線にすることも、車線を削った後に自転車道を設けることも、歩道のバリアフリー化をすることも全く反対はしていません。ただ1つ、当該神田警察通りI期工事のようにイチョウを切らずに街路樹を生かしたまま工事を進めてほしいと主張されているだけです。なぜそれを区は協議会や街路樹伐採推進派に説明してこなかったのかお答えください。

今年4月に行われた胸襟を開いた話合いも、たった一度だけ2時間程度ありましたが、内容は 工事のこととは無関係な話ばかりで、肝腎の中身にはなかなか入らず、街路樹伐採推進派がこれ 以上の話合いは平行線であると一方的に打ち切って退席し、胸襟を開いた話合いは単なる既成事 実に終わりました。それ以降、区はこれ以上話合いをしても住民同士の溝が深まるばかりだと工 事を強行しましたが、そもそも話合いもそこそこに工事を強行したら、それこそ住民同士の溝が 深まるのは子どもでも分かることであり、工事を強行したことにより余計に住民同士の溝は深ま り続け、深刻化しています。このときの部長判断が間違えていたのではないかお答えください。

2019年12月に行ったアンケートは、沿道住民にも届いていない家庭が多数存在していたことを指摘があるまでなぜ言わなかったのかお答えください。またそれでも広報が行き届いていたと言えるのかお答えください。そして、そのアンケートも2018年12月の第14回協議会によるならば、当時の担当課長が、II期区間の計画案では現状の街路樹を現在の位置に残すことはできないと発言しており、この時点で区は伐採の方針を決めていた。その後に行われたアンケートも伐採ありきで行われており、当該アンケートの問8を見れば分かるとおり、「①今のままでよい」、「②植え替えを含め課題解決してほしい」、「③どちらとも言えない」と、伐採を誘導するような設問にしたのはなぜかお答えください。

また、2013年に策定された神田警察通り沿道賑わいガイドラインには、豊かに育った既存のイチョウ並木の保存・活用との記載があり、当初伐採の計画はなかったにもかかわらず、2020年12月に区は計画を一転して街路樹伐採方針を決定した。さらに、附属機関等の設置及び運営並びに会議等の公開に関する基準、意見公募手続要綱、参画・協働ガイドラインには、区民にとって重要な政策決定などの際には住民へのアンケート、意見交換会、懇談会、パブリックコメント、意見公募、住民説明会を実施することとあるが、計画変更に関し区はアンケートを行っただけで議事録の公開もパブリックコメントも行わなかった。そしてガイドラインの修正もホー

ムページで既存の街路樹を伐採または移植し、ヨウコウザクラを植えると1行記載したのみで、 区広報紙への掲載や住民説明会の開催も全くなく、区は足らざるものがあった。ガイドライン変 更のプロセスが適切でなかったと非を認めている。だが謝罪するのみで計画はそのまま続行して いる。間違いは誰でもあるが、肝腎なのはそれをいかにフォローするかである。間違いを認めた ならば一旦計画を見直すべきなのではないかお答えください。

そして区は、地域の実情に通じる方々にご参画いただきながら10年以上にわたって議論してきたと主張するが、区の言う地域の実情に通じる方々にご参画いただいた組織体である神田警察通り沿道整備推進協議会は、町会長など一部の人だけで構成され、情報の多くは区民にフィードバックされず、その一部の人だけで決定されてきたという経緯がある。当該協議会も区の足らざる説明や不適切なプロセスによって判断を見誤らせてしまった被害者であるとも言えるが、今までの区から協議会への説明で足りていたのかお聞かせください。

イチョウの代わりに当該神田警察通りに植えようとしているヨウコウザクラだが、大きく育ったとしても現在のイチョウよりもつくり出す木陰がかなり小さくすかすかであることの検証はしたのか、またその説明は区民協議会、区議会にしてきたのか、検証も説明していないなら、なぜしてこなかったのかを説明してください。

当該通りのイチョウを伐採するとして、新たに植えるヨウコウザクラで今のイチョウ並みの大きな木陰をつくるようになるのに何十年かかるのか検証はしたか、したとしたら何十年を想定しているのか、それを区民、区議会、協議会に説明してきたか、説明していなければなぜ説明しなかったのか、理由を説明してください。

そして、我々区民は、ヨウコウザクラのつくり出す緑陰が今のイチョウ並みの緑陰に出来上がるまで、どうやって暑い夏を乗り切らねばならないかをお答えください。

ョウコウザクラによってにぎわいや活性化を期待する声があるようだが、本当にョウコウザクラでまちはにぎわうのか、その検証はしてきたのか、したのならどの程度のにぎわいを想定しているのか、していないならなぜしなかったのか、区民、協議会、区議会に説明してきたのか、しなかったならなぜしなかったのかをお聞かせください、

イチョウは枯れ葉が落ちる、ギンナンが臭いなどの意見があったというイチョウのネガティブな説明は区からあったが、イチョウはヨウコウザクラに比べて大量の $CO_2$ を吸収する。ヨウコウザクラは黒っぽい実を落として踏み潰され道路に汚らしいしみを大量に残す。ヨウコウザクラは虫がつきやすく殺虫剤をまかなければならない。イチョウに比べ緑陰が小さい、緑陰が大きくなるまで何十年もかかることなど、ヨウコウザクラのネガティブな説明を区民、協議会、区議会にしてきたのか、説明してこなかったとしたらその理由を教えてください。

ちなみに根上がりと落ち葉の問題についてはどちらの樹種でも起きることであり、イチョウの説明のときだけ主張するのはアンフェアである。また根上がりについては区の管理が悪いからであり、木に責任はない。そして区は、幅員2メートルを絶対確保しなければならないと言っている。区は殊さらにアピールするのがバリアフリーであるが、それは神田警察通りの街路樹を守る会の方々からしても大いに望むところである。ただ、区の主張するところにはおかしな点が大い

にある。例えば車椅子利用者の意見として、擦れ違うことができないと強調するが、そもそも車椅子が擦れ違う状況が神田警察通りにおいて1日どれだけ発生しているのか、区は検証したのかお答えください。していないならばその理由も併せてお答えください。さらに、車椅子利用者のもう一方の意見として上がっている、今の街路樹があるから木陰ができて暑い夏も外出できるという意見は全くと言っていいほど取り上げられない。月に何件も発生しない擦れ違いは一瞬譲り合えば解決するが、暑い日差しは一瞬では解決しない。今も都内は連日35度を超える猛暑日で、熱中症で救急搬送される人々が1日に都内だけで200人ほどいるにもかかわらず自分たちに都合の悪いことには耳を傾けず、車椅子の擦れ違いばかりを殊さらに強調するのは公平性を欠いているのではないかお答えください。

誰もが安心・安全で歩ける道を目指すならば、今やこの暑さもバリアと捉えないと本当のバリアフリーと言えないのではないか。どのような考えなのかお答えください。

また、国にも都にも幅員2メートル確保の定めがあるものの、それは絶対ではなく1.5メートルあればよいという経過措置がある。新宿区には規則が定められているのに千代田区にはそういった条例も規則もない。なぜないのかお答えください。

また、この2メートルを絶対確保しなければならないのならば、神田警察通りのⅠ期工事は違法状態のままで行われたのかお答えください。違法でないならばⅠ期工事でできたようにⅡ期工事にも適用すればよいだけのことだけですが、なぜそれをやろうとしないのかお答えください。

そして既に述べましたが、根上りは区の管理が悪いからなることであり、樹種を変更したところで管理が悪ければまた同じこと、樹種変更後に根上りしたらまた切るのかお答えください。

また、部長は、委員会内で1.4キロメートルを一気通貫するシンボルロードとしての整備と答 弁していましたが、一気通貫するシンボルロードとするならば、I期工事のイチョウを残した工 事と合わせた整備をしなければ一気通貫にはならないのではないか。大きな矛盾であるがどのよ うに考えているかお答えください。

現場百遍を自称する区長が、今マスコミでも報道されている話題の現場に一遍も訪れないのは なぜかお答えください。

一部で言われている神田警察通りでの職員へのつきまとい及び恫喝についてであるが、今年4月25日、27日のことを言われているのであれば大きな事実誤認がある。まず、神田警察通りの街路樹を守る会の方がつきまといをしたわけではなく、当該現場にいた部長が地域住民の求めた説明にも一切答えず逃げ回り、それを住民が追いかけ説明を求め、さらに説明責任を果たさない部長が逃げ回っていたのを追いかけただけである。また恫喝に関しては、そもそも区職員が盗撮していたのを見つけた私が、それを静止するとともに画像の消去を求めたが、のらりくらりとその職員はなかなか画像を消そうとしなかったために消去を強く求めたというのが紛れもない事実であるが、なぜ区職員はそれを正しく区に報告しなかったのかお答えください。これは不都合な真実であるからではないかと思っております。

日本テレビについて。区民、協議会などに説明するときに、大きなビルが建てば当然就業者も 車も増え、歩道は人であふれ、交通渋滞もひどくなる。公開空地が災害時に役に立つというが、 就業者が増えかえって公開空地に帰宅困難者などがあふれかえる可能性もある。日本テレビ通りの容積率を上げ、大きなマンションが増えると、ただでさえ学校の教室が足らなくなり、区民館を教室に使用している現在よりもより教育環境が悪化する可能性がある。ビル風の検証を独自に行っていないが、サクラテラスのようにビル風の危険性がある。地区計画があり、当該地では実は60メートルまでしか建てることができないが、区と日本テレビが協議して60メートルより高いビルを建設しようとしている。説明会ではなくオープンハウス型説明会を開くので議事録は作れないなどのデメリットをなぜ説明しないのかお答えください。

外神田一丁目について。等価交換により複雑化した権利関係で建て替え時にはどのようにすればよいか打つ手がないことを承知で数十年後の世代に丸投げしている無責任な状態であること。 ビル風の問題があること。まだ30年しかたっていない区有施設を壊そうとしていること。土地 の所有者は等価交換によって土地の持分が減り、今後は月々の負担が増えること。賛成者の数を 水増ししていたこと。土地所有者は等価交換で土地の持分が減るだけでなく、共益費などの金銭 的負担が増えることなどを区民協議会などになぜ説明しないのかお答えください。

日比谷ミッドタウンについて。年間6,000万円もの利益が出ていながら区は無償で不動産を貸し付けていることをなぜ区民に説明し、区はエリアマネジメントと再交渉し無償の部分を変更しようとしないのか。たとえ契約であってもこのような不平等な契約は区民に対する背信行為ではないのか。それについてどのように考えているのかお答えください。

再開発に至っては総じてにぎわいの創出やら土地の高度利用ばかりを強調するが、それと同じトーンでこういった事実も同様に強調し、例えば日本テレビについて、地区計画では当該建築予定地では実は高さ60メートルのものまでしか建てることができないが、それ以上のものを建てるべく区と日テレで協議していると説明すべきだと思うが、なぜそういったデメリットを説明しようとしないのかお答えください。それはこれこそが区にとってまさに不都合な真実だからではないか。区はデベロッパーによって開発をしてもらえば区のお金は使わなくて済む、もしくは少額で済む。そして高い建物が建てばそれだけ税収が増えるということから再開発に前のめりなのか、それも含めて説明してください。

つまり、区のイメージダウンになるような不都合な真実があっても、中立的な立場である区は 全て明らかにすべきであるというふうに考えております。

次の質問に入ります。**区長からの「岩田かずひと議員の一般質問に関する」申し入れについて** 質問します。

区長は本会議場で発言の機会が与えられていながら、誰でも見られる本会議場では発言せずに、 後になって裏でちょこちょこと申入れをするというのはどのような了見なのか。言いたいことが あるならばみんなの目の前で正々堂々と意見するべきであり、今後もそのようなことがあると議 員の発言が制限されるようにならないか、その点をどのように考えているのかお答えください。

以上で質問を終わります。(拍手)

〔まちづくり担当部長加島津世志君登壇〕

**○まちづくり担当部長(加島津世志君)** 区のまちづくり全般についての質問というふうに理解

をさせていただきました。

全国に先駆けて都市化が進んだ千代田区では、都市インフラはもとより、多くの建物が老朽化による機能更新の時期を迎えております。そのような状況の中、千代田区のまちづくりは様々な地域で地区の機能更新に向け、これまでの歴史、文化を踏まえた新たなまちの魅力創出を考慮するとともに、耐震化や周辺道路等を含むバリアフリー化、憩いとにぎわいを創出する空間整備、環境性能の向上といった地域課題の解決に向けた検討が行われており、区として支援を行っているところでございます。(発言する者あり)

〔政策経営部長古田 毅君登壇〕

**〇政策経営部長(古田 毅君)** 岩田議員の一般質問に関する申入れについてのご質問にお答え いたします。

議員ご指摘の申入れにつきましては、令和4年2月25日の第1回定例会において、岩田議員から不穏当と判断されるご発言があり、二元代表制の一翼を担う区議会の品位を汚し、おとしめるものであり、執行機関としても看過できないものとして、区長から区議会の代表である議長宛てに申入れを行ったものでございます。

この申入れにつきまして、本会議場において指摘すべきとのご質問でございますが、議員のご 発言が伝聞の形を取りながら不穏当な内容が複数のご発言にわたって重ねられたものだったため、 改めてご発言の詳細を正確に確認する必要があると判断し、慎重な検討を経て本会議後に書面を もって申入れを行ったところでございます。

次に、本会議での対応でなければ議員のご発言が制限されるようにならないかとのご質問でございますが、不穏当と判断される発言に対して申入れをする際に、本会議での場とするか、本会議後とするかはケース・バイ・ケースであり、本会議後の対応の場合には議員の発言が制限されるというものではないと考えてございます。しかしながら、いずれにいたしましても、議会の会議における議員の言論の自由はできる限り尊重されなければならないものと認識しております。

## ○6番(岩田かずひと議員) 6番岩田かずひと、再質問させていただきます。

ヒートアイランドに最も効果的な木を切るというのは、認識がまず甘いんじゃないかなと思うんです。そして、木はいずれ大きくなって大径木になるんですが、それが邪魔だともしもおっしゃるんだったら、街路樹そのものを否定しているんじゃないかなと、そのように思います。何十年もかけて育ってきた歴史を一瞬で切ろうとしているんです。30本切って30本植えればいいという、そういう問題じゃないと思うんです。それまでに大きくなるのに何十年かかる。何十年もかかる。そういうことについてどう考えているのかお答えください。

で、ヨウコウザクラの緑陰の検証とか、すかすかである、木陰ですよね、イチョウに比べて。 あと車椅子の擦れ違いの検証。どれぐらいの擦れ違いがあるのか、そういうのも検証もしないの に何で伐採の判断ができるのかというのもちゃんと答えてください。

昨夜、ある参議院議員の候補者が車椅子で現場に訪れて、その車椅子の擦れ違いについて、「3秒あれば大丈夫ですね。(ベルの音あり)それ以上でもそれ以下でもない」と笑顔で答えてくれました。そういう声があることも考えるべきではないかなと。その、すぐ切るというのはあ

まりにも安直であると考えていますので、そこをお答えください。できる限り切らないように考えるべきだと思っています。

以上です。

[まちづくり担当部長加島津世志君登壇]

**○まちづくり担当部長(加島津世志君)** 正直、ちょっとどういった答弁していいのかというのが今の心境でございます。先ほどのご質問も、何十回もお答えくださいというものがあって、私は全く答えておりません。これはなかなか私としてもつらい決断をさせていただいたと。本区議会においては、議会内でのルールやマナーというものがあって、質問、答弁があるものだと、私はそういうふうに思っています。 (「そうだ」と呼ぶ者あり)

以前からもそうですが、残念ながら今回もそういった、全く守られていない、そういったことから、先ほどの答弁につながったと。ちゃんと答弁したいというのが私の今の気持ちです。申し訳ありませんが、今の再質問も答弁はできません。(「そうだ」と呼ぶ者あり)(発言する者あり)

〇議長(桜井ただし議員) 次に、2番岩佐りょう子議員。

〔岩佐りょう子議員登壇〕

○2番(岩佐りょう子議員) 第2回定例会に当たり、一般質問をいたします。

最初に、道路整備におけるバリアフリー基準の考え方についてお伺いします。

地域の意見の対立により執行が止まっている神田警察通りのⅡ期工事は、歩行者と自転車通行の安全確保が検討のスタートであり、その前提となる道路のバリアフリー化については異論のないものとして10年以上話合いを重ねてきました。誰もバリアフリー化に反対しているわけではない。そのようなのにこのような事態になったのは、バリアフリー基準を意識した議論がなされていなかったことが理由の1つだと考えます。

いわゆるバリアフリー法である、高齢者、障害者の移動等の円滑化法の促進に関する法律、これを基準に、それらを参酌した条例、規則は一定の障害者、高齢者の利用が多い道路の有効幅員を2メートルと定めています。罰則で強制するものではないものの厳格な運用を定めています。そこまで規定する理由は、障害者、高齢者の円滑な移動の自由が憲法13条、14条、21条に依拠する権利に準ずるものであるからと新バリアフリー法の解説は説明しています。したがって、バリアフリーの基準については、建物や道路整備において障害者にとっての権利を守るための必要要件としているのです。ここに単なる努力目標ではなく、法制度として基準を設けたことは大変重要です。仮に基準ではなく、単なる目安として住民合意により幅員など弾力的に決められるとすると、道路整備は大多数である健常者にとっての利便性や景観、歴史や文化などが優先されがちで、幅員がぎりぎりまで狭くなることや段差が残ってしまうことにもなりかねません。たとえ話合いに当事者を参加させたとしても、その当事者にとっての利便性は考慮されても多様な障害者の多様なシチュエーションによる不利益までは想定し切れないのです。当事者の声は基準を遵守した上でさらに実情に合わせて基準を拡充するために聞くべきであることはバリアフリー法も強調しています。バリアフリー基準を意識しないと、車椅子が1台何とか通れればいいよねと。

そもそもそんな車椅子は通らないだろう。譲り合えば通れる。これくらいの段差なら大丈夫など とバリアフリーがそれぞれの感覚で議論されてしまいます。これでは困る人は必ず出てきます。 それゆえに特定道路については検討初期からその基準を明確にする必要があると考えます。

神田警察通りの整備についても、歩行者の安全、バリアフリーという言葉のみで検討が進められ、沿道に高齢者、障害者施設が建設が予定されているにもかかわらず、バリアフリー基準については曖昧なまままとめられています。区は、バリアフリー基準の遵守を道路整備検討初期から分かりやすく示していくべきではないでしょうか。バリアフリー基準の重要性を踏まえ、道路整備にあっては適用すべき基準を説明していくことが必要であると考えます。今後の住民への説明や参加の在り方について考え方をお示しください。

また、神田警察通りでは、バリアフリーとともににぎわい創出や景観、街路樹などが併せて検討されてきました。どれもまちづくりが目指す価値として重要ではありますが、安心・安全の前提であるバリアフリーを満たしてから深掘りするべきものであり、全くの同列に検討するべきものではないと考えます。特に障害者、高齢者の利用が多い特定道路の整備においては、ほかの様々な価値よりもバリアフリーを優先的に優越的に取り扱い、地域理解を求める必要があると思いますが、区の見解をお示しください。

また、まちづくりや道路整備の方針にもバリアフリー基準の位置づけを明らかにする必要があります。特に平成15年策定の区の交通バリアフリー基本構想は、区の様々なガイドラインが見直される中で見直しがなされていません。道路等のバリアフリーの理解を深めるためにも見直しをすべきだと考えます。見解をお示しください。

障害者の移動の権利を区としてしっかりと意識し、今後の道路整備に生かしていただくことを 求め次の質問に移ります。

次に、15歳から39歳の世代を指すAYA世代、Adolescent&Young Adultのガン患者に対する支援についてお伺いします。

がん患者というと中高年という印象が強いかもしれませんが、日本では2017年のデータで毎年約2万人のAYA世代ががんを発症しているそうです。この世代は就学、就労、妊娠・出産など様々なライフイベントが重なる時期でもあり、がんを発症した場合には多額の治療費、治療中の収入減による経済的負担はますます大きくなりますが、この世代は中高年に比べると収入や貯蓄が少ない上、がん保険や医療保障保険などへの未加入者も少なくありません。子育て支援と高齢者施策は充実していても、高校を卒業する19歳から39歳までの世代の個々人に対する行政サービスは極めて貧弱です。制度のはざま世代であり、がんの闘病ですら自己責任とされています

そこでお伺いします。現在、がん対策として区では検診などの予防事業、がん患者へのアピア ランスケアをやっていただいておりますが、妊孕性温存治療費や在宅ケア助成、タクシー券など の移動支援などの支援もしてはいかがでしょうか。AYA世代のがん患者への支援について見解 をお示しください。

最後に、**子ども支援**について3点簡単に質問いたします。

千代田区は、子ども・子育て支援が充実し、学校教育においても設備や教材など、他区と比較 しても突出した費用を投入しています。その一方で幾つかの問題からは目をそらせているのでは と懸念されます。

1つ目は、小学校高学年・中高生の居場所づくりについてです。

現在、中高生の居場所づくり事業としては、区は児童館5か所に中高生タイムを設けていますが、利用状況を見ると、どこも盛況とは言い難い状況です。居場所を必要とする子どもが少ないから利用が少ないのでしょうか。私は違うと思います。某ハンバーガーチェーン店やカラオケ店、高層マンションのロビー、児童館の非常階段などを転々とする子どもの姿が多く見かけられているのだそうです。中高生の居場所が質的にも量的にも不十分であることは、議会からも以前より指摘があり、子どもの遊び場推進協議会からも課題提起されています。特に幼児や小学生とは異なり、中高生となる要保護児童へのアクセスが難しくなり、様々な問題が深刻化するおそれもあり、学校外での中高生の支援場所が必要であることは明らかではないでしょうか。

このような観点から、他区においてはここ数年中高生の居場所は目覚ましく改善しています。 スペースの確保はもちろん、児童館の延長ではなく、中高生プラザなど、中高生が出入りしやすい名称、そしてコンテンツの充実化は目を見はるものがあります。Wi-Fi環境、音楽スタジオ、ダーツ、ボードゲーム、カラオケ、ダンスレッスンのスタジオ、ローラーブレード、クッキング、陶芸、英語プログラムなど、実に充実したプログラムです。プログラムの有無にかかわらず、子どもにとって必要なのは学校でもなく家庭でもなく、ふらっと安心して寄れる場所です。

そこでお伺いします。現状の小学校高学年・中高生の居場所づくり事業について、現状と課題 を改めてお示しください。その上で抜本的な改善を求めますが、見解をお示しください。

また、各福祉施設、事業者においても、多世代交流を1つのメニューとして施設にコミュニティスペースを設置しておりますが、所管にとらわれない地域における中高生の居場所づくりについても見解をお示しください。

2つ目、離婚時の子どもの養育費確保、面会交流支援についてです。

独り親家庭の経済的困窮の理由の1つに養育費の不払いがあることはご承知のとおりです。平成28年度全国独り親世帯調査結果によると、離婚した父親から養育費の支払いを受けていない子どもは、何と全体の75.7%に上ります。その理由として、離婚時に養育費の取決めをしていない方が57.1%と多いことが挙げられます。養育費確保のための法整備が遅れていることは国も社会問題として認識しており、2020年には取立てしやすいように民事執行法も改正されましたが、それもあくまで公正証書などの公の文書で養育費の取決めをした人に限られます。養育費の確保をするためには離婚時に養育費についてもきちんと取り決める必要がありますが、専門的知識も費用も必要なため取決めを諦めてしまう女性が後をたちません。このような実態を踏まえて身近な行政機関である区が積極的な支援策を取ることはできないでしょうか。具体的には公正証書や調停証書の作成、裁判外紛争解決手続の利用、養育費に係る保証契約における保証料の支援です。これらの支援は実は東京都にも事業としてあるのですが、都内の区市に住所を有する独り親は東京都の事業の対象ではなく、当然千代田区民も利用できません。都のこの措置はいか

がなものかと思いますが、貧困に直面しやすい独り親家庭にとっては死活問題である養育費確保 について、取り急ぎ基礎的自治体が支援するべきだと考えますが、検討してはいかがでしょうか。 養育費不払い問題と現実的な独り親支援について見解をお示しください。

また、離婚後に子どもが同居していない親と会うことは子どもの育つ環境として重要なことだと考えますが、面会交流についてもスムーズに行われないのが問題となっています。安心・安全な面会交流を支援する体制をつくってはいかがでしょうか、併せて見解を求めます。

3つ目は、生活が苦しい子育て世帯への支援です。コロナ禍に加えロシアのウクライナ侵攻によって光熱費をはじめあらゆる分野で物価が急上昇し、生活にとりわけ大きな負担となっています。非正規雇用の多い独り親世帯は生活を圧迫され、日々の食費などを制約せざるを得ない状況の方もいらっしゃいます。政府や自治体からの補助金、支援金もあくまで一時的なものであり、止まらない物価高は子育て世帯の食生活に確実に影響を及ぼしています。一方で、地域では子ども食堂やフードパントリーを行う店舗や団体、企業が活発になっている状況があります。しかし、これらの善意は本当に支援を必要とする方々に届いているのでしょうか。また、これらの善意に基づく取組を定期的かつ継続的に運営するためには負担が伴うことから一時的なイベント開催となりがちで、生活支援に結びつきにくい側面があります。善意の活動を継続させるためには、仕組みを構築し、関係者をまとめて軌道に乗せるまで行政等による一定の支援が不可欠です。

そこでご提案ですが、内閣府により創設された「地域子供の未来応援交付金」などを活用し、 特に子どもの食の支援をする地域の活動を後押しする仕組みをつくってはいかがでしょうか。広 報や開催場所の提供、保険料の負担など、子どもの支援の運営団体への補助や各団体との情報共 有をし、着実な子どもの食の支援を進めていただきたいと思いますが、見解をお示しください。

以上、前向きなご答弁を期待して質問を終わります。ありがとうございます。(拍手)

[子ども部長亀割岳彦君登壇]

**〇子ども部長(亀割岳彦君)** 岩佐議員の子ども支援に関するご質問のうち、まず小学校高学年・中高生の居場所づくり事業についてお答えいたします。

昨年度、区内児童館における中高生タイムの利用人数は約7,500人であり、新型コロナウイルス感染症の影響が大きかった一昨年度からは利用者数は増加しているものの、5年前の6割程度にとどまっており、小学校高学年の児童館利用人数とともに減少傾向にあります。

課題といたしましては、本事業の認知度や利用できる時間帯等が考えられますが、特に近年では個人的な趣味や興味に関わるものや、自由に使える空間など、社会的な居場所というより個人的な居場所へのニーズの高まりから、現状の中高生タイムでは中高生が求めるもの全てを充足できていないと認識しております。このため、今後とも中高生等が安全に過ごせる居場所の重要性を認識しつつ、児童館等をより一層気軽に安心して寄れる場所としていくために、他自治体の取組も参考にしながら中高生の利用につながるよう、内容の充実を図ってまいります。

また、議員ご指摘のとおり、児童館に限らず福祉施設等においても多世代交流の観点から中高生の地域の魅力ある居場所として活用していくため、関係所管と議論を深めてまいります。

次に、生活が苦しい子育て世帯への支援についてお答えいたします。本区では、子育て家庭へ

の食の支援に限定した事業は行っておりませんが、様々な問題を抱える家庭の要保護児童等を対象に児童の生活支援の向上と保護者の養育支援を図ることを目的として宿題などの学習支援や食事の提供を行っております。昨年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、食事の配達による実施も含め本事業を23回実施しております。今後とも本事業を継続していくとともに、議員ご指摘のとおり、昨今の物価高騰の状況も踏まえた子どもの食の支援を行う店舗や団体、企業の善意に基づく取組を支援する観点から、まずは子ども食堂などの取組について区の広報紙等を活用し区民向けに情報提供を行ってまいります。

[保健福祉部長細越正明君登壇]

**〇保健福祉部長(細越正明君)** 岩佐議員の離婚時の子の養育費確保、面会交流支援に関するご 質問にお答えいたします。

現在、区では、離婚前後に発生する様々な課題や相談に対して生活支援課や児童・家庭支援センター、男女共同参画センターMIWで受け止め、相談内容に応じて東京都ひとり親家庭支援センター「はあと」や法テラスなどの関係機関におつなぎしています。また、離婚届を取りに来られた際には、養育費や面会交流を支援する養育費等相談支援センターや弁護士無料相談等のご案内をしています。離婚によって夫婦の関係が終了しても親子の関係は変わらず、どちらの親にも子どもを養育し幸せにする義務があります。そうした観点からも子の養育費確保や離れて暮らす親と子の絆を継続するための面会交流支援は看過できない課題であると認識しています。

区といたしましては、関係機関との連携強化に努めるとともに、近隣自治体の実施状況なども 参考にしながら、当区での具体的な支援策について検討してまいります。

[地域保健担当部長原田美江子君登壇]

**〇地域保健担当部長(原田美江子君)** 岩佐議員のAYA世代のがん患者支援についてのご質問にお答えします。

国の第3期がん対策推進基本計画において、がん医療の充実目標の1つとして、AYA世代のがんが掲げられています。また「健康千代田21」に包含されると千代田区がん予防推進計画にもがん患者への支援を掲げています。15歳から39歳のAYA世代に発生するがんは、他の世代に比べて患者数が少なく、疾患構成が多様であり、医療従事者の診療や相談支援の経験が蓄積されにくいと言われています。また、罹患時期が成長の過程に重なり、年齢によって就学・就労、生殖機能への影響が懸念される時期でもあり、AYA世代の多様なニーズに応じた寄り添った支援体制が求められています。

現在、区で行っているサービスは、令和元年より開始したがん患者のウイッグ等購入費用助成があります。また、義務教育終了前の子どもを育てる保護者が病気や体調不良等になり、育児等が一時的に困難となった場合に、一部負担にて区がヘルパーを派遣し育児等を支援する育児支援訪問事業も実施しています。さらに東京都には約30か所のがん診療連携拠点病院が専門的ながん医療とともにがん相談センター機能を備え、がんの治療や仕事の両立等についての相談支援や情報提供を行っています。AYA世代のがん患者に対しては聖路加国際病院と都立小児総合医療センターにAYA世代がん相談情報センターが設置され、世代の特性に応じた相談、交流イベン

トの開催等による支援がされています。

議員ご提案の妊孕性温存治療費については、がん等の治療の影響により妊孕性が低下または失われる可能性がある方たちが、将来の妊娠に備えながら希望を持ってがん治療等に取り組むことができるよう、卵子・精子等の採取とその凍結保存、凍結の年度ごとの更新、妊娠のための治療までの一連の流れについて、その費用を一体的に支援する都の事業が令和3年9月より開始されており、都内の令和3年度の実績は169件です。区としても制度のさらなる周知を図ってまいります。

また。AYA世代の在宅ケア助成やタクシー券などの移動支援については、必要な支援等の調査を含め今後検討してまいります。

〔環境まちづくり部長印出井一美君登壇〕

**〇環境まちづくり部長(印出井一美君)** 岩佐議員の道路整備におけるバリアフリー基準の考え 方についてのご質問にお答えいたします。

バリアフリー基準の重要性についてのお尋ねがございました。神田警察通りがご指摘の具体例であると認識しております。当初、神田警察通りは歩道部分を大幅に広げ、歩道幅員4メートル、自転車走行空間2メートルという将来像を目指して検討が進められてきました。そのため、バリアフリーに関する基準は十分にクリアされると認識されていた経緯がございます。その後、車線数や駐車帯など、道路整備の制約条件が変化する中で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等に基づく基準の確保の必要性が再認識されることになりました。神田警察通り沿道整備推進協議会等において、警察通りが移動等円滑化法に基づく特定道路であることや道路整備に必要な基準等の説明に丁寧さが不足していたのではないかと認識しております。今後の道路整備に当たっては、検討の当初から内容についても丁寧に説明をしてまいります。

次に、特定道路におけるバリアフリーの価値の位置づけについてのお尋ねがございました。道路は道路構造令や移動等円滑化法に基づく基準に沿った整備が求められますが、周辺の敷地や建物、公共施設、文化財の存在等、他の様々な価値との調整が必要な場合もございます。議員ご指摘の特定道路は、移動等円滑化法に基づき多数の高齢者や障害者等の移動が通常徒歩で行われる道路で国土交通大臣が指定するものであり、道路の新築、改築を行うときは同法に基づき条例で規定する基準への適合義務が生じるものであります。このため、ご指摘のとおり、特定道路においては他の価値に比してバリアフリーへの配慮を優先すべきであると認識しております。

次に、交通バリアフリー基本構想の見直しについてのお尋ねがございました。区では、平成3 1年千代田区道路整備方針を策定し、誰もが安全で安心して快適に利用できるユニバーサルデザインの考え方に立ちつつ、環境、防災、景観の観点や利活用等を含めた道路の将来像とその整備の在り方を示しました。しかし、これは一般的な方針にとどまっており、道路等のバリアフリーを進めるためには地域特性や市街地の状況、公共施設なども踏まえた交通バリアフリー基本構想の役割が重要です。本区は旧交通バリアフリー法の下で他の自治体に先駆け平成15年に基本構想を策定いたしました。その後、バリアフリー新法としての移動等円滑法の制定や様々なガイドラインの改定がございました。また、駅周辺をはじめ、市街地の状況も大きく変わっております。 こうした制度や都市環境の変化、またバリアフリーに対する意識の高まりなどを踏まえ、交通バリアフリー基本構想の見直しに向けて検討してまいります。

○議長(桜井ただし議員) 議事の都合により、休憩します。

午後3時38分 休憩

午後3時49分 再開

- ○議長(桜井ただし議員) 休憩前に引き続き、会議を開きます。
  - 一般質問を続けます。
  - 1番小野なりこ議員。

[小野なりこ議員登壇]

○1番(小野なりこ議員) 令和4年第2回定例会で一般質問いたします。

まず初めに、急逝されたうがい友義議員に謹んで哀悼の意を表するとともに、ご遺族の皆様に 心よりお悔やみ申し上げます。

それでは、まず**PTA活動への支援**について2点質問いたします。

1点目が、PTA活動のDXについてです。現在、庁内のDX化が推進され、区民の利便性向上や職員の働き方改革を進められています。また、コロナ禍の各種支援では、区民がDXを享受できるよう個人への支援も進んでいます。小中学校でもコロナ禍でGIGAスクール構想が前倒しで進み、児童・生徒、教員へのICT教育に関する各種整備や活用の支援が続いています。そんな中、各校のPTA活動はコロナ禍で会議や従来の活動が継続できない状況が続き、ITを活用した手段が順次取り入れられてきました。デジタル化にいち早く踏み切った学校もあれば慎重に進めてきた学校もありますが、便利で使い勝手がよいため今後も活用されます。ただ、自力での環境整備が必要で課題もあります。例えば、学校のWi-Fiが使用できないため独自に整備し、初期費用、毎月の通信費を会費から捻出、オンライン会議用のアカウントを個人契約で取得、現金決済が不可能な場合、クレジット決済による立替えや決済時のポイントを都度解決などが挙げられます。今後、感染症が収束しても働きながらPTA活動に参画する保護者が増えている昨今、利便性の高いデジタル化は大変重要です。

今年度の地域振興課の予算でPTAが活用できるDX推進に関する施策があります。こうした 情報提供を早めにお願いできるとありがたいです。

これまでも区は各PTA団体を尊重しつつ後方支援をやってくださっていますが、昨今のデジタル活用やPTA会費の軽減の検討、減額実施などの現状を鑑み伺います。PTA活動のDX化など、区としての支援についてお考えをお聞かせください。

2点目は、PTA活動の中でも教育一環として学校との協力、連携によって成り立つ児童・生徒の学びに寄与する活動への支援についてです。コロナ禍で子どもたちが同級生との思い出になるイベントや課外活動によって得られる学びの機会などが激減しました。残念だと感じているのは子どもたちだけではなく保護者も同様です。多感で成長著しい今だから体験させたいこと、今しかできない経験をしてほしいと願う保護者は少なくないと思います。PTA活動を通して子どもたちの成長を支援し、実際に機会を生み出す活動が本格化しています。仕事を持ちながら新た

な機会をつくるのは本当に大変ですが、子どもたちへの最大の贈り物であり、未来への大きな貢献です。このボランタリーな活動にひたむきに取り組むPTAを区でもさらに応援していただきたく伺います。

PTA活動は、自立した任意団体であり、校長や教員が一義的な相談先ですが、取組内容が子どもたちの学びや子どもたちの成長に必要な事業であれば、必要に応じて区が相談を受けたり、 支援することも必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

次に、**インクルーシブ社会の醸成に必要な子ども達の環境支援**について、公共の場の環境整備と教育の場の環境調整について伺います。

まず、公共の場の環境整備です。これまでもインクルーシブ社会の醸成に必要な環境整備についての検討がまちづくりや建物内のバリアフリーの観点で議論されてきました。子どもたちが将来的に障害の有無にかかわらず様々な違いを持った人と共に働き、互いを認め合い、必要に応じて支援し合う意識が醸成される第一歩は幼少時代からの自然な関わりが大切とされ、インクルーシブ教育が進んでいる国では取り入れられています。中でも公共の場、例えば公園、児童館、学校など、日常での関わりは大切です。障害の有無にかかわらず行って楽しい場所であってほしいのが公園ですが、公園の造りや遊具から行きにくい場所となっている人もいます。今年度は道路公園課から公園に関する一斉アンケートが予定されていますが、対象年齢の保護者からのご意見や当事者の意見が生かされ、インクルーシブデザインとなるよう期待します。

公園こそダイバーシティとインクルージョン、いわゆる多様性とそれらを包摂する場所として 多世代が訪れ、遊びを通して自然に関わり、意識を醸成する場になれば幸いです。既に都では砧 公園をはじめ、インクルーシブ公園が増えつつあります。ダウン症のお子さんを育てる議会議員 の熱心な働きかけにより、ガイドラインの策定と公開、基礎自治体が活用可能な予算化もされて います。区内の公園は狭く範囲も限られますが、優しさと温かさを感じる公園の整備を願ってお ります。

続いて、児童館です。児童館は年齢の近い子ども同士が自然に関われる貴重な遊び場です。品 川区にインクルーシブ児童館があります。医療的ケアが必要なお子さんを中心とした障害のある お子さん、保護者の方が地域の子どもたちと安心・安全に過ごせる場所として開館されています。 この事業を知り区内の公園で当事者ご家族がお話になっていた医療的ケア児は社会との関わりが 少なくなってしまうので機会を見つけては家族で外出をするよう心がけているんですという言葉 を思い出しました。今後の児童館の役割も時代や新たなニーズを酌み取りながら個人の事情に寄 り添いつつ、時によりどころとして一層の期待が寄せられるのではないかと思います。

そこで今後の公共の場の環境整備について伺います。インクルーシブな公園についての考え方 や整備の可能性、児童館についての検討の可能性についてお示しください。

次に、教育の場の環境調整についてです。インクルーシブ教育は本人への支援に加え周囲の理解を促進することも必要です。これまでも発達障害、グレーゾーンの幼児・児童・生徒への支援について質問を重ねてまいりましたが、本区では必要な施策の実施とともに、早期発見、早期療育を掲げ、ニーズに対応する各種調整が進められ、大変感謝しております。

今回は発達障害の中でも読み書きが困難な発達性読み書き障害に焦点を当てます。ここに焦点を当てる理由は、一定数の存在があるにもかかわらず、早期発見の方法などがあまり知られておらず、見過ごされやすいからです。自分自身の努力ではどうにもならない生まれつきの読み書き困難は、やる気のなさや努力不足で片づけられてしまうことが多く、保護者も当事者も分かり得ないがゆえのもどかしさ、理解されないことに端を発した意欲の低下や自己肯定感の低下につながりやすいのが現状です。

普通学級で1クラスに二、三人はいるとされていますが、本人や家族はもちろん、担任を含めアドバイザーすら気がつかないのが大半とされています。早めに発見することで当事者にとって適切な支援、合理的な配慮をするだけで授業の理解度、意欲が向上するとされています。まず入学前に可能な限りリスク児を発見する必要性と有効性が文科省の発達障害に関する教職員などの理解啓発、専門性向上事業の成果発表資料にまとめられています。こちらの資料です。こちらは文科省の委託研究事業を引き続き継続した結果もまとまっています。就学時健診での10文字音読により事前の対策などが可能となる有効性なども示されていますが、導入はいかがでしょうか。これにより千代田区で既に導入されているMIMの活用、教育支援シートを活用した個別最適な支援で指導方法や環境調整、ITC機器の最適な活用が教師、保護者そして本人にも見えてきます。また、区で整えている教育支援シートを特別支援学級、通級に加え、普通学級で合理的配慮や支援が必要な児童・生徒にも活用することをオープンに推進し、同時に効果的活用方法の理解促進と伴走もご検討いただきたいです。

現行のステップ教室、特別支援教室の教員、特別支援コーディネーターを軸とするだけでなく、 言語聴覚士など専門家のさらなる活用と人材確保の制度・整備が進んでいる基礎自治体もありま す。

そこで教育の場の環境調整として今後の学習障害の支援について伺います。発達の段階で適切な支援が可能となるよう、読み書きが困難な子どもたちの早期発見と効果の高い取組の積極的な導入について区の見解はいかがでしょうか。

もう1点大切な配慮として、九段中等教育学校における入学時の試験について伺います。3月に入学適性検査の受検結果が委員会で共有されました。教育現場での様々な配慮について需要が高まる中、受験環境についても早期の調整が求められます。九段中等は受験時の配慮項目にICT機器の活用とあります。現在は例として手の負傷により手書きが困難な場合への配慮、ブラインドの受験者への読み上げ機能の活用などもございます。ただ、発達や情緒に関する受験時のフォローは未整備と受け止められているので、検討と周知について対応をお願いするものです。

学習障害や発達障害など、環境の調整が必要な受験生への配慮の具体化の参考として、東京大 学教育学部附属中等教育学校の受験上の配慮事項が分かりやすいです。 (スクリーンを資料画面 に切替え)

ご覧の資料に受験者側から申告し配慮事項が学校内で検討されます。合理的配慮は公平な教育環境で義務となりました。それに加え、取組次第で当事者の未来が大きく変わる可能性を秘めた重要な分野でもあるため伺います。 (スクリーン表示を元に戻す)

受験時の配慮に必要な支援体制を整えることを求めますが、区の見解はいかがでしょうか。 最後に、環境配慮への啓発と支援について、2点質問いたします。

まず、区民の取組啓発についてです。6月の環境月間は環境まつり、あおぞらふれあい相談会、 民間でも環境配慮に貢献する取組の紹介が実施されました。今後発表されているゼロカーボンフ オーラムでは、団体や企業に加え学生の意見発表もあり、次世代の参加は有意義です。こうした フォーラムがスローガンで終わってしまうことなく継続な活動につながるきっかけとなるよう願 い、今後は個人レベルやご家庭での取組を発信し、区民参画を促すイベントを検討してはいかが でしょうか。

続いてプラスチック資源循環法の施行に伴う区の取組についてです。これまでコロナ禍での飲食店支援や中小企業の経営支援を相談や助成などで実施してきた本区ですが、今後は環境配慮に貢献する事業の支援を検討してはいかがでしょうか。

4月の新プラ法施行から特定プラスチック使用製品が今後プラスチック以外の素材に代わるなど、ワンウェイのプラごみを減らす施策の実施が加速するものと想定いたします。これまで飲食店のテイクアウト支援を進めてきた本区ですが、事業者の中には、お弁当が売れるのはとってもうれしいが、プラスチック製の使い捨てのお弁当箱を気にされるなどのお声もありました。しかし、環境配慮のお弁当箱などは割高になりがちで、材料費の高騰なども考えると、自前での変更が厳しいようです。そのほか、雨天時の使い捨て傘用ビニール袋などにもご意見が寄せられます。ゼロカーボンを掲げる本区ならではの施策として一足先に環境配慮の支援を検討してはいかがでしょうか。コロナ禍のように使途が幅広いチャレンジチェンジのような助成金も大変ありがたいですが、環境配慮に貢献する取組を応援する場合はコンセプトが明確でメッセージ性の高い支援の検討が有効と思いますが、区としてはどのようにお考えでしょうか。

以上、区長、教育長、関係理事者の前向きで明快な答弁を期待し、質問を終わります。ありが とうございました。(拍手)

[子ども部長亀割岳彦君登壇]

**〇子ども部長(亀割岳彦君)** 小野議員のPTA活動への支援のうち、まず、PTA活動のDX 化の支援についてのご質問にお答えいたします。

PTAは、区立の各幼稚園、小中学校に組織されており、それぞれ親と教師とが協力をして学校及び家庭における教育に関わる活動に取り組むとともに、家庭、地域、学校の連携をより一層深める役割も期待されるなど、幼児・児童・生徒の健やかな成長を図る観点から重要な役割を担っていただいております。PTA活動においてデジタル技術を活用することは昨今の社会状況の流れでもあり、PTA役員間のより円滑な意見交換や長い拘束時間の解消など、特に働きながら参加する方などにとっては、より効率的な運営や様々な負担軽減につながるものと考えております。また、DX化への区の支援といたしましては、今年度、地域コミュニティ活動事業において、機器購入費用を助成する制度を創設しております。この助成制度について、改めて教育委員会事務局からPTAへ周知し、活用の促進を図ってまいります。

次に、必要に応じ、区が相談を受け、支援することについてのご質問にお答えいたします。

教育委員会事務局では、区立小学校 8 校の P T A 会長で構成する「八校会」主催事業の準備から運営の支援及び「こども 1 1 0 番」への活動などの支援を行っております。また、各 P T A とは必要に応じて懇談の場を設けるなど、区と P T A が顔の見える関係性の中で P T A 活動に関する意見交換を行っております。今後も引き続き P T A が児童・生徒の学びに寄与する活動を行う場合には、 P T A と意見交換しながら可能な限り必要な支援を行ってまいります。

次に、インクルーシブ社会の醸成に必要な子どもたちの環境支援に関するご質問のうち、児童館についてお答えいたします。児童館では、0歳から18歳までの幼児・児童とその保護者、障害のあるお子さんにもご利用いただき、乳幼児から楽しめる様々なプログラムや子育てに関する保護者向けの講座及び育児の悩みや不安のご相談にも対応するなど、地域の多世代や多様な方々が関わる居場所として運営をしております。今後ともご案内いただきました他自治体の取組などを参考にしながら、専門スタッフ等による見守りの下、障害の有無や年齢を問わず、親子が安心・安全に一緒に過ごせる場所の提供に努めてまいります。

〔教育担当部長佐藤尚久君登壇〕

**〇教育担当部長(佐藤尚久君)** 小野議員のインクルーシブ社会の醸成に必要な子どもたちの環境支援の中の教育の場の環境調整に関するご質問にお答えいたします。

今回、発達性読み書き障害に焦点を当てたご質問とのことでございます。まず、ご要望の就学時健診での10文字音読の導入についてですが、現在、本区における就学時健診の際の検査内容は、日本学校保健会による就学時の健康診断マニュアルにのっとり実施をしております。10文字音読の導入については、様々なご意見や大学等における研究成果も参考にしつつ、他自治体の導入状況を注視してまいります。

次に、読み書きが困難な子どもたちの早期発見と効果の高い取組の積極的な導入についてですが、議員ご指摘のとおり、教員と保護者間の連携を進めていくための手だての1つとして教育支援シートを活用しております。このシートは、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を1つの様式としたものであり、作成に当たっては保護者及び子どもの教育的ニーズを十分に聞き取ることや関係機関と緊密に連携を図ることが必要であると捉えております。本シートの活用を進めていくに当たり、引き続き管理職及び教員を対象とした研修による啓発や周知、適宜のリーフレットの更新等を進めてまいります。

また、読み書きに関する専門家の活用と人材確保の制度整備についても、現在、区が配置している巡回アドバイザーには言語聴覚士を含んでおり、こうした専門家が各学校を必ず巡回し、学校からの要望により派遣回数を増やすなどの対応をしております。加えて必要に応じ都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターによる専門家派遣も活用し、児童・生徒の困難さに応じた適切な指導と必要な支援の在り方について助言を受けられるようにしております。

この8月には管理職及び教職員等を対象とし、保護者との連携によるインクルーシブ教育システムの構築についての研修をいたします。こうしたことを通して教育委員会としても各学校現場でのインクルーシブ教育について助言・支援を続け、さらに充実を図ってまいります。

最後に、九段中等教育学校における適性検査での配慮についてですが、入学者決定に係る適性

検査において、障害等のある受験者は中等教育学校入学者決定に関する実施要綱に定める所定の 申請をすることにより、医師の診断書等に基づき検査方法、検査時間、検査会場について適切な 措置を講じております。この特別措置には発達や情緒に関する受験時の支援も含まれております。 受験時の合理的配慮につきましては、議員のご指摘も踏まえ、学校が個別の事例に適切に措置が 講じられるよう教育委員会としても体制の支援をしてまいります。

[環境まちづくり部長印出井一美君登壇]

## ○環境まちづくり部長(印出井一美君) 小野議員のご質問にお答えします。

初めに、インクルーシブな公園についてのお尋ねがございました。これまで区の公園整備は誰もが使いやすいユニバーサルデザインの考え方で取り組んでまいりました。これをさらに進めて障害の有無にかかわらず誰もが楽しく使いたい遊びたいと思えるデザインにしていくインクルーシブな公園整備というところまでには至っていなかったものと認識しております。今年度、平成19年に策定した公園・児童遊園の整備方針の改定に向けて、区立公園・児童遊園の調査を行います。利用状況の調査とともに利用者アンケートを行うなど、まずは実態の把握に努めます。こうした調査結果を踏まえながら、インクルーシブな公園整備を方針改定の重要な論点として検討してまいります。

また、議員のご指摘にもございましたが、令和3年4月には東京都建設局が「だれもが遊べる 児童遊具広場ガイドライン」を公表いたしました。さらにご指摘のように、砧公園など先行事例 も整備されてきております。今後はこれらを参考にしながら、誰もが自分の好きな遊びを見つけ、 対等に遊びに参加し関わり、相互理解が深まるインクルーシブな公園環境の整備に向けて取り組 んでまいります。

次に、環境配慮に関わる啓発と支援に関する質問についてお答えをいたします。区民参画を促すイベントを検討してはとのお尋ねがございました。これまで嬬恋植樹ツアーや環境まつり等のイベント、夏の小学生向け「環境学習チャレンジ集」の配付、公園での生物観察会、打ち水、環境絵画展など、子どもや家族で参加できるイベントを継続して実施してまいりました。また、ちよだ生物多様性大賞は個人でも応募でき、昨年は麹町小学校の2年生の児童が最優秀賞を受賞いたしました。さらに本年10月に予定しているゼロカーボンフォーラムでは、中高生や大学生など、次世代を担う若者たちが環境について学び考え、多様な主体に発信する機会を創出してまいります。一方で、こうしたイベントの開催は日時や場所、参加人数などが限定されるため、オンラインによる参加やSNS配信、イベント後のネットワーク形成の支援などを併用し、参画の拡大・継続を図り、波及効果を高めていく必要があると認識しております。今後も区の事業のみならず、民間企業や地域団体等への連携・協力、後援も含め、多様な区民参画を促しながら環境配慮の啓発を推進してまいります。

次に、プラスチック資源循環法施行に伴う取組についてのお尋ねがございました。法の施行に伴い使い捨てプラスチックのフォーク、スプーン、ナイフ、マドラー、ストローなど、12品目の特定プラスチック使用製品の削減が求められております。このため、議員のご指摘にもございましたが、特定プラスチックを使用するスーパーやコンビニ、飲食店等、事業者の負担は増すも

のと想定をしております。一方で、こうした規制に適切に対応するとともに、資源循環型経済やゼロカーボンに向けた創意工夫をすることは事業者の競争力の強化にもつながると認識しております。このような事業者の取組に対し、区としてどのような支援が必要か、ご指摘のお弁当箱のような事例も含め、事業者の取組やニーズも把握し、産業新興の観点も合わせて支援の有用性、妥当性、波及効果も含めて検討を深めてまいります。

〇議長(桜井ただし議員) 次に、22番嶋崎秀彦議員。

[嶋崎秀彦議員登壇]

**〇22番(嶋崎秀彦議員)** 第2回区議会定例会において、千代田区議会自由民主党の一員として一般質問をいたします。

去る6月5日逝去されましたうがい友義さん、本当に残念、そして無念であります。ご冥福を 心よりお祈りを申し上げます。

それでは、質問に入ります。

「天災は忘れた頃にやってくる」と言われますが、忘れるどころか、むしろ災害に関する私たちの様々な記憶を呼び起こさせるようなトピックスとして、去る5月25日、東京都防災会議から「東京都の新たな被害想定について」が公表されました。今回まさにともすれば忘れがちである天災への備えを忘れないようにと、本区の災害対策について何点かお伺いをいたします。

まず、既に報道等でも取り上げられているところですが、公表された被害想定の概要について触れてみます。現在の被害想定は、東日本大震災を踏まえて平成24年に公表されたもののことですが、以来10年が経過する中で、都内における人口動向や建築物の耐震化、住宅密集地などの不燃化の取組、またこの間発生した熊本地震など、大規模震災などから得られた科学的見地などから改めて検討され、まとめられたものと聞いております。さらに、少し詳しく内容を確認しますと、被害が最大となるケースについて、前回と今回のものを比較して、都内全体では死者数は前回の9,641人から6,148人へ、建物被害では30万4,300棟から19万4,400棟へ、さらに負傷者の数は約14万8,000人から約9万3,000人へといずれも4割近く減少しています。これはこの10年において都内における建築物の耐震化や不燃化が進んだことの評価がなされていることであります。(スクリーンを資料画面に切替え)

そして、千代田区に関しましては、死者数は336人から77人へ、負傷者数は1万2,858人から3,501人へ、さらに建物被害は837棟から150棟へと、いずれも前回の2割から3割程度になるなど、もともと千代田区全体が地区内残留地区として指定される水準で建築物の耐震化、不燃化が進んでいることを反映された側面も見られるところです。また、それのみならず、この間議会においては災害に強いまちを目指し、個々の建築物とともにまち全体の更新を図るべく執行機関とともにしっかりと議論をしながら千代田のまちづくりを鋭意進めてきた成果でもあると認識いたしております。 (スクリーン表示を元に戻す)

ただ一方で、懸念としては、こうした数値が示されることで、千代田区は災害対策が既に完成 したといったイメージが浸透し、区民の防災意識や災害への備えが後退するようなことが心配さ れます。また、むしろ増加している数値としては帰宅困難者数であります。都内全体では512 万人から453万人へと1割減っているところ、千代田区では50万人から59万人へと2割程度の増加が見られ、その点については、区として、特にしっかりと対策を考えていく必要があるのではないかと改めて感じたところであります。

さて、東京都では、この被害想定を受けて都の地域防災計画の改定作業に入るということも示しているところです。都全体という点においては、引き続き建築物の耐震化、あるいは木造密集地域の不燃化など、ハード部分での対策が必要な地域もあり、そうした直接的な被害を減らすために注力をすることが最重要であることは言うまでもないところです。ただ一方で、本区のような発災時に多くの帰宅困難者が発生することなどが示され、それによる混乱状況などが想定される場合には、都の地域防災計画に特に都心における地域特性に応じた対策などを反映させるよう求めていくことが必要ではないでしょうか。とりわけ帰宅困難者対策については、ハード面での対策というより、一時受入施設の確保や混乱を防ぐための情報提供などに関する対策の強化も求められているものと考えられます。

ここで質問いたします。今般示された都の被害想定について、まず帰宅困難者が増えた理由も 含めて、区としての受け止め、さらには今後の災害対策の重点をどのようにお考えですか、お伺 いをいたしたいと存じます。

次に、現在の取組状況の確認として具体的な対策について考えます。帰宅困難者対策をはじめ、 発災時の混乱を少しでも抑えるため、本区の災害対策基本条例にもうたわれている理念でもある 「協助」に基づき、85万人あるいは時期や場所によってはそれ以上と考えられる昼間区民を含む全ての人々が助け合い、協力して災害に立ち向かわなければならないことは言うまでもありません。ただ、そのためには被害に対してどのような協力関係が構築されているのか、区と区民、 さらに事業所などがそれぞれにしっかりと認識する必要があります。(スクリーンを写真画面に 切替え)

ここで、1つの事例をお示しします。こちらですが、東京都麺類協同組合の加盟する店舗が災害時の協力を示すために掲げる看板です。災害時にどのような協力を行うかについては、昭和55年6月16日に締結された「災害時における麺類等による給食に必要な労務等の提供に関する覚書」に示されており、その他、同年2月に東京都米穀小売協同組合と「災害時における応急用米穀の優先の供給に関する協定」を、そしてその後に、昭和58年には、東京都石油商業組合、石油業協同組合、燃料小売商業組合、プロパンガス協会ともそれぞれ協定が結ばれておりますが、その協定自体これまでも本会議において平成15年、28年と2回ほど指摘をさせていただきました。さらに、6年を経て3回目となるところですが、令和の今にあってもいまだ昭和に締結したまま更新もないというのは実に心もとないものがあります。もちろん変わらず有効に機能するのであれば問題はないのですが、例えば自動更新で継続の場合、区と相手方の双方で認識が十分なのか心配な面もあります。少なくとも年一度程度、現在確認の連絡や必要であれば適時見直しを図る必要があるのではないでしょうか。(スクリーン表示を元に戻す)

また、災害時における連携としては、周辺区との関係なども非常に気になるところであります。 特に本区と接する中央区、港区、新宿、文京、台東各区と連携などについては多くは幹線道路や 河川を隔てているとはいえ、日頃から地域の方々が行き交うところでもあり、いざ発災したとき の行政間の連携がどのようになるのか、地域としては非常に関心あるところではないでしょうか。 (スクリーンを資料画面に切替え)

加えて本区の大きな地域特性である日本橋川、神田川などの河川の活用についても触れたいと思います。こうした河川は災害時には寸断され、陸上交通網の補完として、あるいは物資輸送による道路負担の軽減などの様々な用途が想定され、本区においても本庁舎脇のほか、新三崎橋、和泉橋の3か所に防災船着場が整備されているところです。また、残念ながら中止となりましたが、本庁舎の船着場では、先日、神田、万世、東京湾岸の各警察署と警視庁災害対策課特殊救助隊、機動隊水難救助隊など、警備艇なども用いた実践的な災害警備訓練が予定されるなど、災害時にはこれら船着場とそれを結ぶ舟運の有効性が重視されると考えられます。地域の防災力向上に向けて、こうした船崎場による舟運の活用について、関係機関や団体との一層の連携が必要ではないかと改めて考えるところです。(スクリーン表示を元に戻す)

そこでお伺いいたします。災害時の区内団体や企業との協力体制、あるいは関係区との連携などについて、どのように現状確認を行いを実効性を担保しているのでしょうか。また、災害時における舟運の活用についても併せてお伺いいたします。

次に、コロナ禍を踏まえた上で災害対策についていま一度述べてみたいと思います。今回の都 の被害想定では、例えば昼間人口の推計についてはコロナ禍以前の平成30年の調査データが活 用されております。そのため、社会経済活動に伴う人の動き、人の流れなどについては、今後、 社会活動が完全に回復した場合の規模が反映されているものと考えられ、コロナ禍による影響の ないよりリアルかつシビアなケースが想定されるものと捉えることができます。一方、このコロ ナ禍を通じて新たな対応が必要となったものもあります。例えば避難所に対する備蓄であります。 マスクや消毒液、あるいは感染予防のための資機材などであります。こうした物資については、 今後コロナ禍が収束となれば不要となり、以降は備蓄しないと考えるのはいささか早計ではない かと感じるところです。たとえこの先コロナ完全収束と達したとしても、その際には改めてイン フルエンザなど季節性の感染症の従前のような流行を示したり、あるいは新たなコロナとでもい った未知の感染症が突如として蔓延するというリスクなども完全に払拭できず、その観点からも 感染症対策に関する備蓄の継続や意義や必要性は依然としてあるものではないかと感じるところ です。また、単に備蓄で事足りるとするのみではありません。備蓄している感染対策に関する物 資を必要なときに正しく使用できるように、その情報や取扱い方法などがより多くの人にきちっ と理解され、問題なく活用される状況にあることが必要です。特に避難所は運営協議会の委員を はじめとした地域の方々により開設・運営されることも想定し、これまで防災訓練などを行って いるところもあり、いざというとき避難所開設に当たる地域の皆さんが混乱なくこうした備蓄物 資を取り出し活用できるような訓練を継続することは引き続き意味あるものと考えます。

改めて「天災は忘れた頃にやってくる」という言葉を思い浮かべるところですが、今後は天災 に限らず未知の感染症も忘れた頃にやってくるものの1つとして誰もが認識していかなければな らない時代になったと感じるところです。 最後にお伺いいたします。コロナが収束した後でも感染症対策などは引き続き取り組まなければならないと思いますが、区としてはどのように対応していくつもりでしょうか。避難所運営協議会など、地域との関係も踏まえてお伺いをいたします。

以上、関係理事者の明快な答弁を求め、質問を終わります。ありがとうございました。(拍手) [行政管理担当部長中田治子君登壇]

○行政管理担当部長(中田治子君) 嶋崎議員の災害対策に関するご質問にお答えいたします。

まず、今回の被害想定につきましてですが、10年前と比較しますと、本区の建物の耐震化や不燃化の進展に伴い、建物の被害や死者、負傷者数などが大きく減じられている一方、今後の課題も示されております。帰宅困難者につきましては、都心地域への集中が反映されたコロナ禍前の平成30年の調査データに基づき算出されているということもありますが、9万人増加しております。また、東京都全体では高層マンションの居住者が孤立することや、被害が長期化すること等が指摘されております。そのため、本区においても都と連携した帰宅困難者への対応やマンションと地域コミュニティの連携などを重視した地域の防災力向上等が大きな課題になるものと認識しております。今後、本区でも令和5年度早期の都の地域防災計画の修正を踏まえ、令和5年度中に千代田区地域防災計画を見直す予定でございます。その中で様々な関係機関のご意見を伺いながら、課題解決に向けた具体策を検討してまいります。

次に、災害時の協定に関してですが、現在、区では、区内の団体や企業などと応急復旧や輸送、 救援物資の提供や資機材の貸与など、様々な支援に関する協定を締結しております。このような 協定につきましては、必要に応じて内容確認を行っておりますが、中には長期間確認が行われて いないものもございました。このため、早急に協定先と調整し、見直しを図るとともに、地域防 災計画の修正などに際し、定期的に確認を行うよう、手順を整理してまいります。

また、隣接区との連携に関しましては、都及び自治体間での包括的な相互支援を取り決めております。ご質問の隣接5区との関係につきましても、このような全体の取組を踏まえた上で、さらに個別の対応としてどのようなことが可能か、各区との意見交換などを行ってまいります。

次に、防災船着場につきましては、発災時の利用について都及び他区や関係機関との検討を継続するほか、警察、消防や区内の防災に関する訓練などでの積極的な活用を推進してまいります。 次に、コロナ後を踏まえた避難所の在り方や地域との関係についてですが、新型コロナウイルス感染症が収束していないことや、今後、新たな感染症の発生も懸念されることから、避難所の感染症対策及び物資の備蓄につきましては継続する方針でございます。

また、防災訓練につきましても、昨年度から徐々に再開が進む中、感染対策を踏まえた避難所の備蓄や資機材の活用方法などを紹介する訓練を実施しております。加えて今年から再開する避難所につきましても、先行して訓練を実施した避難所で習得した感染症対策に関するノウハウを地域で共有できるよう努めてまいります。

○議長(桜井ただし議員) 以上で一般質問を終わります。

これより日程に入ります。

日程第1から第9を一括して議題にします。

議案第27号 千代田区手数料条例の一部を改正する条例

議案第31号 外濠公園総合グラウンド改修工事請負契約について

議案第32号 お茶の水橋補修補強工事請負契約の一部変更について

議案第33号 災害対策用備蓄物資(食料)の購入について

議案第34号 災害対策用備蓄物資(衛生用品)の購入について

議案第35号 災害対策用備蓄物資(毛布)の購入について

議案第36号 災害対策用備蓄物資(水)の購入について

議案第37号 お茶の水橋補修補強工事委託協定の一部変更について

議案第38号 特別区道千第262号 (大神宮通り) 電線類地中化事業の施行に伴う道路整備 工事委託協定の一部変更について

(企画総務委員会審査付託)

○議長(桜井ただし議員) 執行機関から提案理由の説明をお願いします。

[副区長坂田融朗君登壇]

**〇副区長(坂田融朗君)** 議案第27号、千代田区手数料条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

東京都ふぐの取扱い規制条例の一部改正により、ふぐ加工製品の取扱いに係る届出制度が廃止されたこと、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正により建築行為を伴わない既存住宅の認定制度が創設されたこと及び租税特別措置法の一部改正により連結納税制度が廃止されたことに伴い、手数料に関する規定を整備するものでございます。

建築行為を伴わない既存住宅の認定制度の創設に係る手数料に関しましては本年10月1日から、その他の手数料に関しましては公布の日から施行いたします。

次に、議案第31号、外濠公園総合グラウンド改修工事請負契約についてでございます。

外濠公園総合グラウンド改修工事施行のため請負契約を締結するもので、制限を付した一般競争入札により、契約金額は4億2,938万5,000円、契約の相手方はスポーツ・MCC建設共同企業体となってございます。

令和4年度一般会計環境まちづくり費として予算のご議決を頂いているものでございます。 次に、議案第32号、お茶の水橋補修補強工事請負契約の一部変更についてでございます。

平成29年第4回区議会定例会においてご議決いただきました、お茶の水橋補修補強工事請負契約につきまして、橋梁灯等の形状変更等、床版下面設備の追加及び現場管理費の追加に伴う経費の増のため契約を変更するものでございます。

変更前の契約金額27億4,635万1,000円から約12.3%増加し、30億8,315万4,500円となってございます。

次に、議案第33号、災害対策用備蓄物資(食料)の購入についてでございます。

災害対策用備蓄物資としてアルファ化米などの食料を購入するもので、公募制指名競争入札により、購入金額は1億408万2,952円、購入先は株式会社清水商会東京支店となってございます。令和4年度一般会計総務費として予算のご議決を頂いているものでございます。

次に、議案第34号、災害対策用備蓄物資(衛生用品)の購入についてでございます。

災害対策用備蓄物資として携帯トイレなどの衛生用品を購入するもので、公募制指名競争入札により、購入金額は3,765万481円、購入先は加賀屋産業株式会社となってございます。令和4年度一般会計総務費として予算のご議決を頂いているものでございます。

次に、議案第35号、災害対策用備蓄物資(毛布)の購入についてでございます。

災害対策用備蓄物資として非常用圧縮毛布を購入するもので、公募制指名競争入札により、購入金額は3,676万2,726円、購入先は株式会社渡辺武商店となってございます。令和4年度一般会計総務費として予算のご議決を頂いているものでございます。

次に、議案第36号、災害対策用備蓄物資(水)の購入についてでございます。

災害対策用備蓄物資としてミネラルウオーターを購入するもので、公募制指名競争入札により、 購入金額は2,515万9,559円、購入先は株式会社赤尾東京本社となってございます。令和 4年度一般会計総務費として予算のご議決を頂いているものでございます。

次に、議案第37号、お茶の水橋補修補強工事委託協定の一部変更についてでございます。

平成30年第1回区議会定例会においてご議決を頂きましたお茶の水橋補修補強工事委託協定につきまして、床版及び鋼桁の補修に係る経費及びこれら補修に伴う管理費等の増のため協定変更するものでございます。変更前の協定金額16億7,184万円から約5.3%増加し17億6,094万円となってございます。

次に、議案第38号、特別区道千第262号(大神宮通り)電線類地中化事業の施行に伴う道路整備工事委託協定の一部変更についてでございます。

令和3年第2回区議会定例会においてご議決いただきました特別区道千第262号(大神宮通り)電線類地中化事業の施行に伴う道路整備工事委託協定につきまして、特殊舗装の施工、施工時間帯の変更等に伴う経費の増のため協定変更するものでございます。変更前の協定金額2億円から25%増加し2億5,000万円となってございます。

以上、9議案につきましてご説明申し上げました。ご審議の上、何とぞ原案どおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〇議長(桜井ただし議員) お諮りします。

ただいまの議案は、いずれも企画総務委員会に審査を付託したいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(桜井ただし議員) 異議なしと認め、決定します。

日程第10及び第11を一括して議題にします。

\_\_\_\_\_

議案第26号 千代田区特別区税条例等の一部を改正する条例

議案第30号 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(地域文教委員会審査付託)

○議長(桜井ただし議員) 執行機関から提案理由の説明をお願いします。

[副区長坂田融朗君登壇]

**○副区長(坂田融朗君)** 議案第26号、千代田区特別区税条例等の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

地方税法等の一部改正に伴い、区民税に係る給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項を改め、上場株式等の配当所得等に係る課税方式を所得税と同様とすることによる規定整備を行うとともに、住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長するものでございます。また、扶養親族等申告書の記載事項の改正に合わせ、令和3年に公布をした千代田区特別区税条例の一部改正条例において所要の改正を行うほか、条例中において引用する条文の条項ずれに伴い規定を整備するものでございます。

上場株式等の配当所得等に係る課税方式に係る改正及び一部の規定整備につきましては令和6年1月1日から、その他の改正につきましては令和5年1月1日から施行いたします。

次に、議案第30号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。 非常災害時等の緊急業務に従事した場合において支給する教員特殊業務手当の額につきまして、 他自治体との均衡を図るため、1日当たりの上限額を引き上げるものでございます。

公布の日から施行し、本年4月1日以後の勤務に係る教員特殊業務手当について適用いたします。

以上、2議案につきましてご説明申し上げました。ご審議の上、何とぞ原案どおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(桜井ただし議員) ただいまの議案のうち、議案第30号については、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、あらかじめ特別区人事委員会の意見を聴取しておきました。その回答の写しをお手元に配付しております。

お諮りします。

説明のありました議案は、いずれも地域文教委員会に審査を付託したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(桜井ただし議員) 異議なしと認め、決定します。

日程第12から第14を一括して議題にします。

議案第28号 千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第29号 千代田区介護保険条例の一部を改正する条例

議案第39号 いきいきプラザー番町の指定管理者の指定について

(保健福祉委員会審査付託)

○議長(桜井ただし議員) 執行機関から提案理由の説明をお願いします。

[副区長坂田融朗君登壇]

**○副区長(坂田融朗君)** 議案第28号、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に起因して収入が減少した被保険者等への支援策として、前年に引き続き保険料の減免を行うほか、刑事施設に拘禁されている者等を新たに減免対象とするとともに、災害等により生活が著しく困難となった者または刑事施設に拘禁されている者等について、やむを得ない事情のあるときに限り、当該災害等の発生した日または刑事施設に拘禁された日等の属する月からの保険料を減免することができるようにするものでございます。

公布の日から施行いたします。

次に、議案第29号、千代田区介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

新型コロナウイルス感染症に起因して収入が減少した被保険者等への支援策として、前年に引き続き保険料の減免を行うほか、災害により財産に著しい損害を受けた者等または刑事施設等に拘禁されている者について、やむを得ない事情のあるときに限り、当該災害の発生した日等または刑事施設等に拘禁された日の属する月から保険料を減免することができるようにするものでございます。

公布の日から施行いたします。

次に、議案第39号、いきいきプラザー番町の指定管理者の指定についてでございます。

いきいきプラザー番町の指定管理者の指定期間が満了することに伴い、令和5年4月から令和15年3月までを指定期間としまして、社会福祉法人カメリア会を指定するものでございます。

以上、3議案につきましてご説明申し上げました。ご審議の上、何とぞ原案どおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(桜井ただし議員) お諮りします。

ただいまの議案は、いずれも保健福祉委員会に審査を付託したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(桜井ただし議員) 異議なしと認め、決定します。

日程第15から第17を一括して議題にします。

報告第1号 令和3年度千代田区一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについて

報告第2号 損害賠償請求事件に関し専決処分により和解した件について

報告第3号 東郷元帥記念公園改修工事請負契約の一部を専決処分により変更した件について

○議長(桜井ただし議員) 執行機関から報告をお願いします。

[副区長坂田融朗君登壇]

**○副区長(坂田融朗君)** 報告案件3件につきましてご説明申し上げます。

まず、報告第1号、令和3年度千代田区一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについてでございます。

本年第1回区議会定例会におきましてご議決いただきました、令和3年度一般会計予算の繰越明許費14億1,368万1,000円のうち10億700万5,000円を繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告をするものでございます。

明許費と繰越額との差額4億667万6,000円でございますが、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のうち、一部を年度内に執行することができたこと等によりまして繰越額が減少したものでございます。

次に、報告第2号、損害賠償請求事件に関し専決処分により和解した件についてでございます。 区立保育園において、園内を走っていた園児が他の園児の保護者に衝突をし、当該保護者が負傷した損害賠償請求事件につきまして、専決処分により区が当該保護者に対し3万900円を支払うことで和解いたしましたのでご報告するものでございます。

次に、報告第3号、東郷元帥記念公園改修工事請負契約の一部を専決処分により変更した件についてでございます。

地耐力不足による工法変更、弾力性舗装の追加及び土壌汚染対策に伴う経費の増に伴い、専決処分により、契約金額10億7,441万4,780円を11億325万2,380円に変更いたしましたのでご報告するものでございます。

以上、3件につきましてご報告いたしました。よろしくお願い申し上げます。

○議長(桜井ただし議員) 以上で、本日の日程を全て終了いたしました。 次回の継続会は、7月14日午後1時から開会します。 ただいま出席の方には、文書による通知はしませんので、ご了承願います。 散会します。

午後4時51分 散会